

第 1 1 号様式 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (県外・県内視察)					
会派・議員名 芦高清友					
年 月 日	令和 6 年 2 月 5 日 (月) ・ 2 月 6 日 (火)				
政務活動先	総務省・国土交通省・文化庁 国会議員会館				
政務活動の目的	緊急防災・減災事業債の活用のあり方や奈良県の道路事業、それに「飛鳥・藤原」の世界遺産登録関連等の調査や研究を行った。				
相手方	総務省地方債課 神門純一課長 国土交通省 道路局企画課 糸野真一郎 企画専門官 国土交通省 国道・技術課直轄高速係 明知顕三 係長 文化庁 文化財第二課 田中禎彦課長 文化庁 文化遺産国際協力室 大川晃平室長 文化庁担当者ほか 3 名				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	総務省において、緊急防災・減災事業債がどのような条件のもと活用できるのかについて、五條市の防災拠点予定地の例などを踏まえながら意見交換でき、委員会等の質問に活かすことができた。 国交省の担当者より、奈良県内の道路、国直轄である「国道 165 号香芝柏原改良」について、地元要望も踏まえて県内道路について意見交換ができました。 文化庁の担当者より「飛鳥・藤原」の世界遺産登録に向けて、構成資産が多様かつ複数あるため、その整備・活用にあたって地域協力（奈良県全体、近畿圏）などが必要とわかった。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	総務省 国土交通省 文化庁	電車、新幹線 (往路)	二上山～新大阪 ～東京	15,400 円	79
		新幹線 (復路)	東京～京都～二 上山	16,180 円	80
	宿泊費	11,773 円	内訳:		78
	会費	円	内訳:		
合計	43,353 円 (全額政務活動費)				
備考	添付資料: 資料など				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

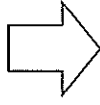
重要物流道路の概要

○ 物流の更なる円滑化等を図るため、物流の観点から重要な道路を「重要物流道路」として国土交通大臣が指定し、機能強化を推進。

＜重要物流道路指定の効果＞

(物流を取り巻く課題)

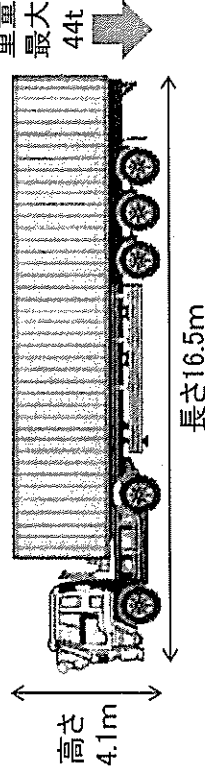
物流は、生活や経済活動を支える必要不可欠なものであり、ドライバー不足等の課題に対し、トラック大型化への対応等の生産性の向上が急務。



2018年道路法改正により、重要物流道路制度を創設

- 道路構造の基準を国際海上コンテナ車対応に引上げ
- 構造上支障のない区間は、国際海上コンテナ車の特車許可不要
- 地方自治体事業は個別補助制度も活用して支援

国際海上コンテナ車 (40ft背高)



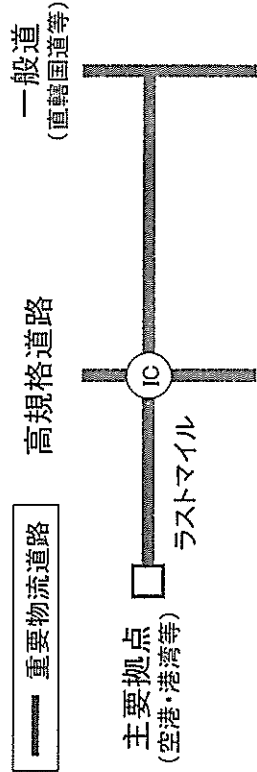
(参考) 道路構造の基準

	自専道等	一般道
長さ	16.5m	12m
幅	2.5m	2.5m
高さ	3.8m	3.8m
前端オーバーハング	1.3m	1.5m
軸距	前軸距 4m 後軸距 9m	6.5m
後端オーバーハング	2.2m	4m
最小回転半径	12m	12m

重要物流道路に指定

重要物流道路	
長さ	16.5m
幅	2.5m
高さ	4.1m
前軸距	4m
後軸距	9m
最小回転半径	2.2m
最大重量	12m

＜ネットワークのイメージ＞



＜指定状況(2023.4.1)＞

候補路線
(対象：高規格道路)

380路線

優先区間の検討等

計画区間
(対象：高規格道路)

89区間

概略ルート・構造の検討
都市計画・環境アセスメント等

事業区間
(対象：全ての道路)

約2,800km

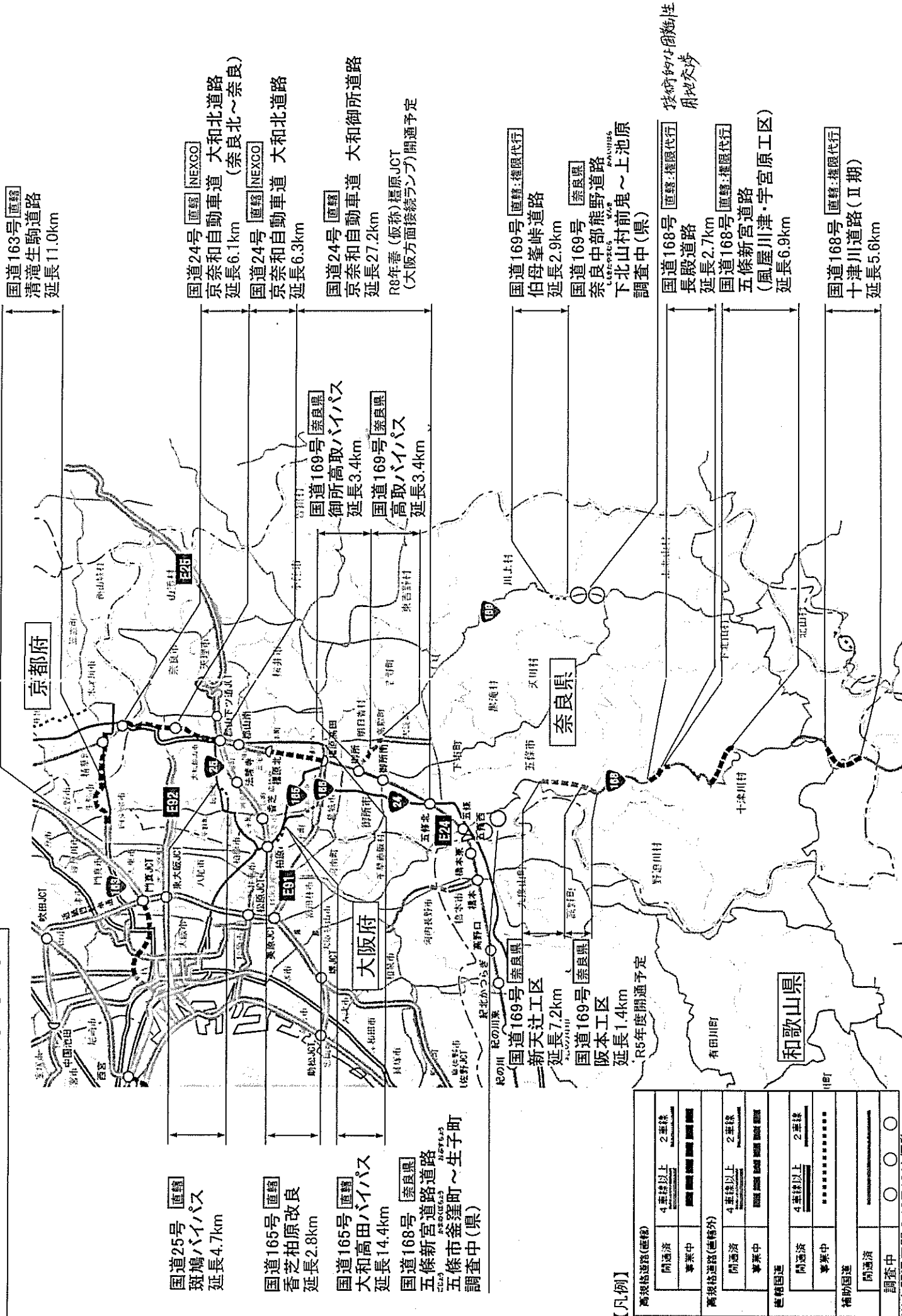
用地買収・工事等

供用区間
(対象：全ての道路)

約36,000km

※自専道等は第1種、第2種、第3種第1線、第4種第1線の道路で、「一般道」はそれ以外の道路。

奈良県の主な道路事業



国道163号 直轄
清滝生駒道路
延長11.0km

国道24号 直轄 NEXCO
京奈和自動車道 大和北道路
延長6.1km (奈良北～奈良)

国道24号 直轄 NEXCO
京奈和自動車道 大和北道路
延長6.3km

国道24号 直轄
京奈和自動車道 大和御所道路
延長27.2km

R8年春(仮称)橿原JCT
(大阪方面接続ランプ)開通予定

国道169号 直轄:権限代行
伯母峯峠道路
延長2.9km

国道169号 奈良県
奈良中部熊野道路
下北山村前鬼～上池原
調査中(県)

技術的・自然的
用地交渉

国道168号 直轄:権限代行
長殿道路
延長2.7km

国道168号 直轄:権限代行
五條新宮道路
(風屋川津・宇宮原工区)
延長6.9km

国道168号 直轄:権限代行
十津川道路(Ⅱ期)
延長5.6km

国道25号 直轄
斑鳩バイパス
延長4.7km

国道165号 直轄
香芝柏原改良
延長2.8km

国道165号 直轄
大和高田バイパス
延長14.4km

国道168号 奈良県
五條新宮道路道路
五條市釜達町～生子町
調査中(県)

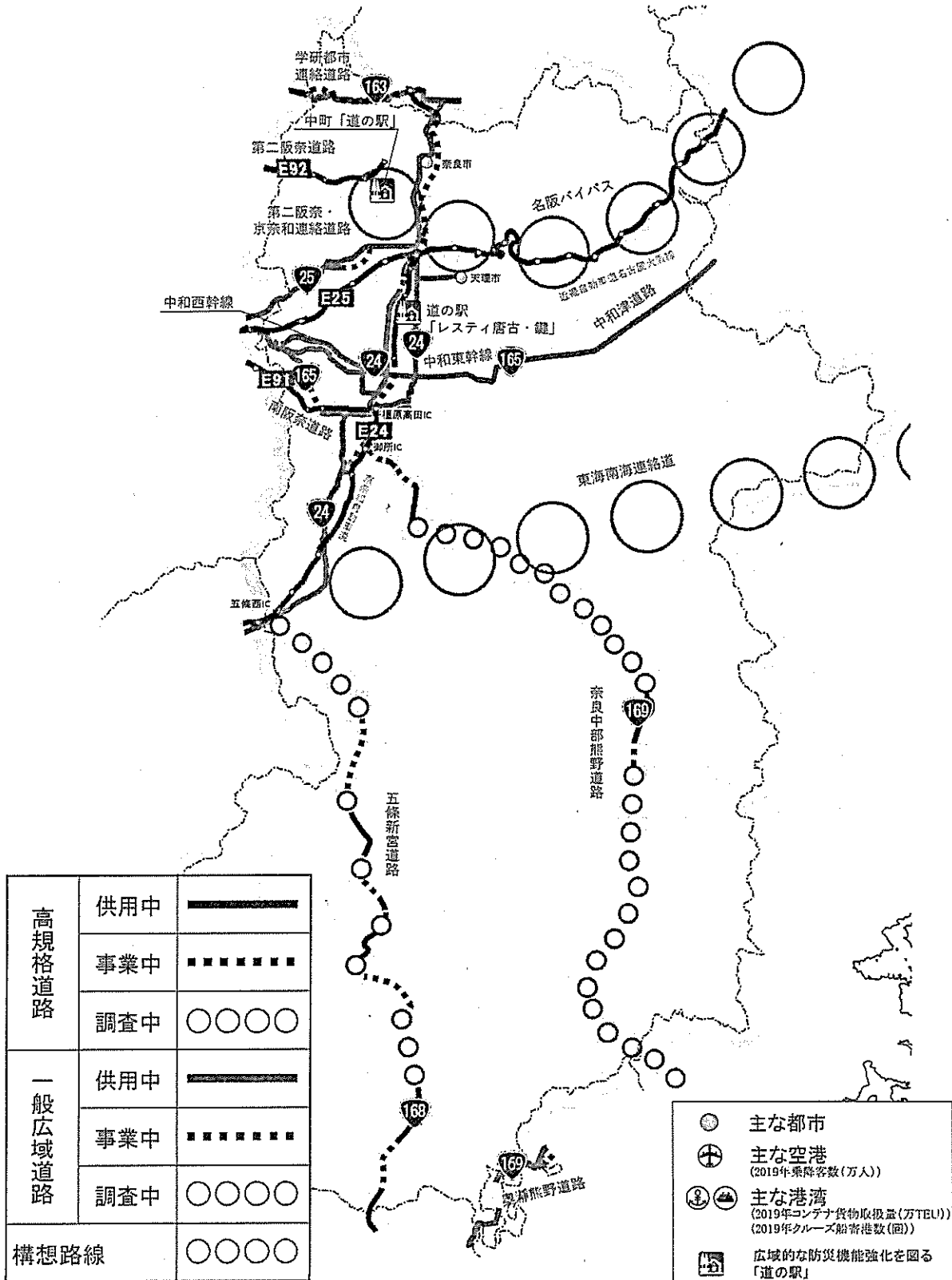
国道169号 奈良県
新天辻工区
延長7.2km

国道169号 奈良県
阪本工区
延長1.4km
R5年度開通予定

【凡例】

高規格道路(直轄)	4車線以上	2車線
開通済	■■■■■	■■■■■
事業中	■■■■■	■■■■■
高規格道路(直轄外)	4車線以上	2車線
開通済	■■■■■	■■■■■
事業中	■■■■■	■■■■■
普通国道	4車線以上	2車線
開通済	■■■■■	■■■■■
事業中	■■■■■	■■■■■
補助国道	■■■■■	■■■■■
開通済	○	○
調査中	○	○

近畿ブロック 広域道路ネットワーク計画図 (奈良県拡大版)

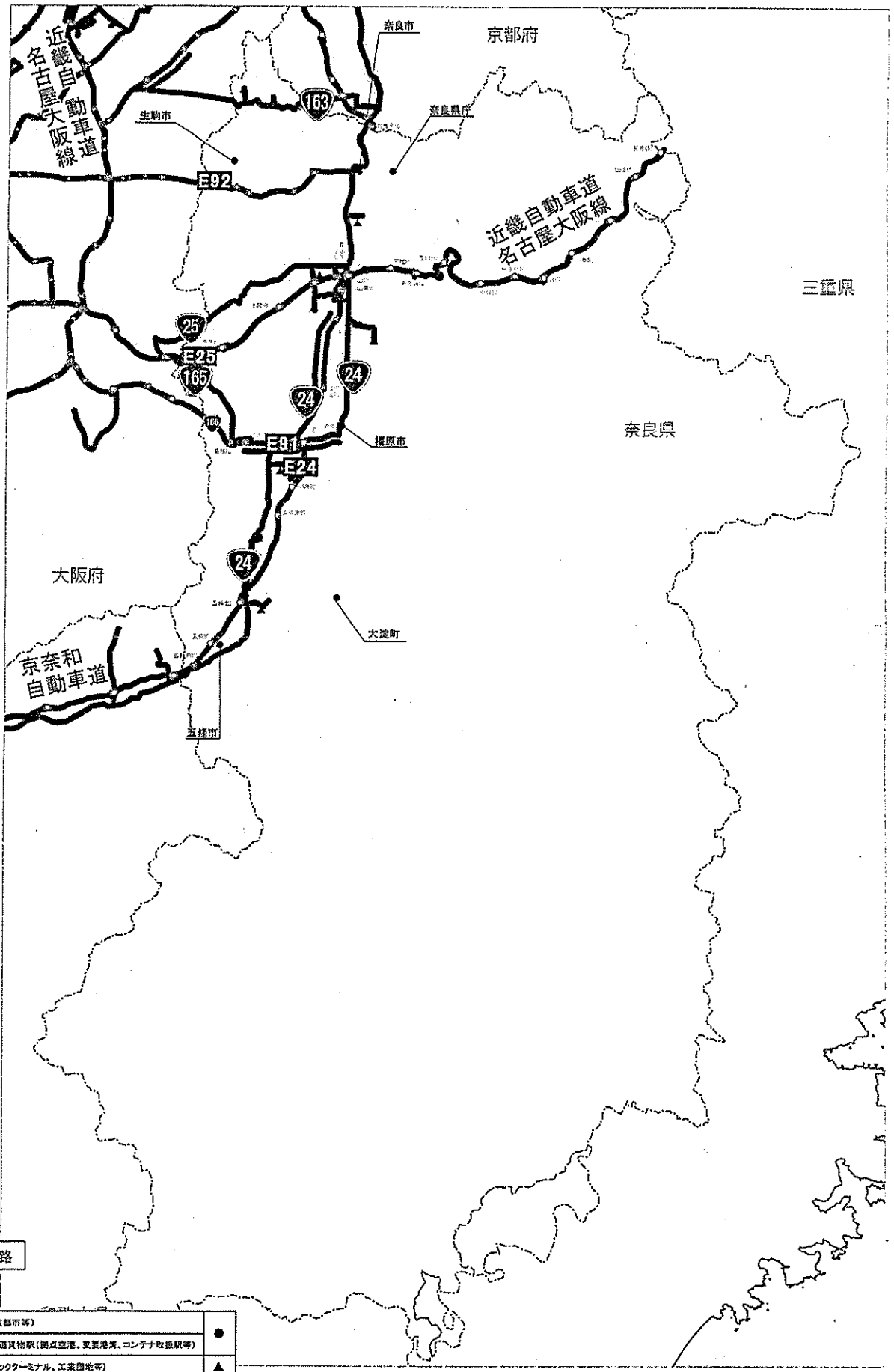


高規格道路	供用中	——
	事業中	■■■■■■
	調査中	○○○○
一般広域道路	供用中	——
	事業中	■■■■■■
	調査中	○○○○
構想路線		○○○○

- 主な都市
- ✈ 主な空港
(2019年乗降客数(万人))
- ⚓ 主な港湾
(2019年コンテナ貨物取扱量(万TEU))
(2019年クルーズ船寄港数(回))
- 🚉 広域的な防災機能強化を図る「道の駅」
- ● 主な交通拠点
- ■ 新幹線

※ R5.4.1時点
 ※ 本計画図は、具体的な路線のルート、位置等を規定するものではありません。

重要物流道路 供用区間【奈良県】

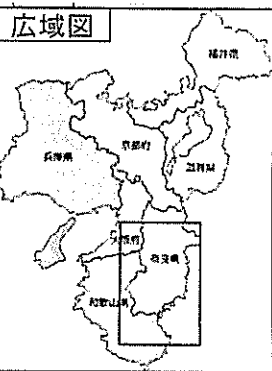
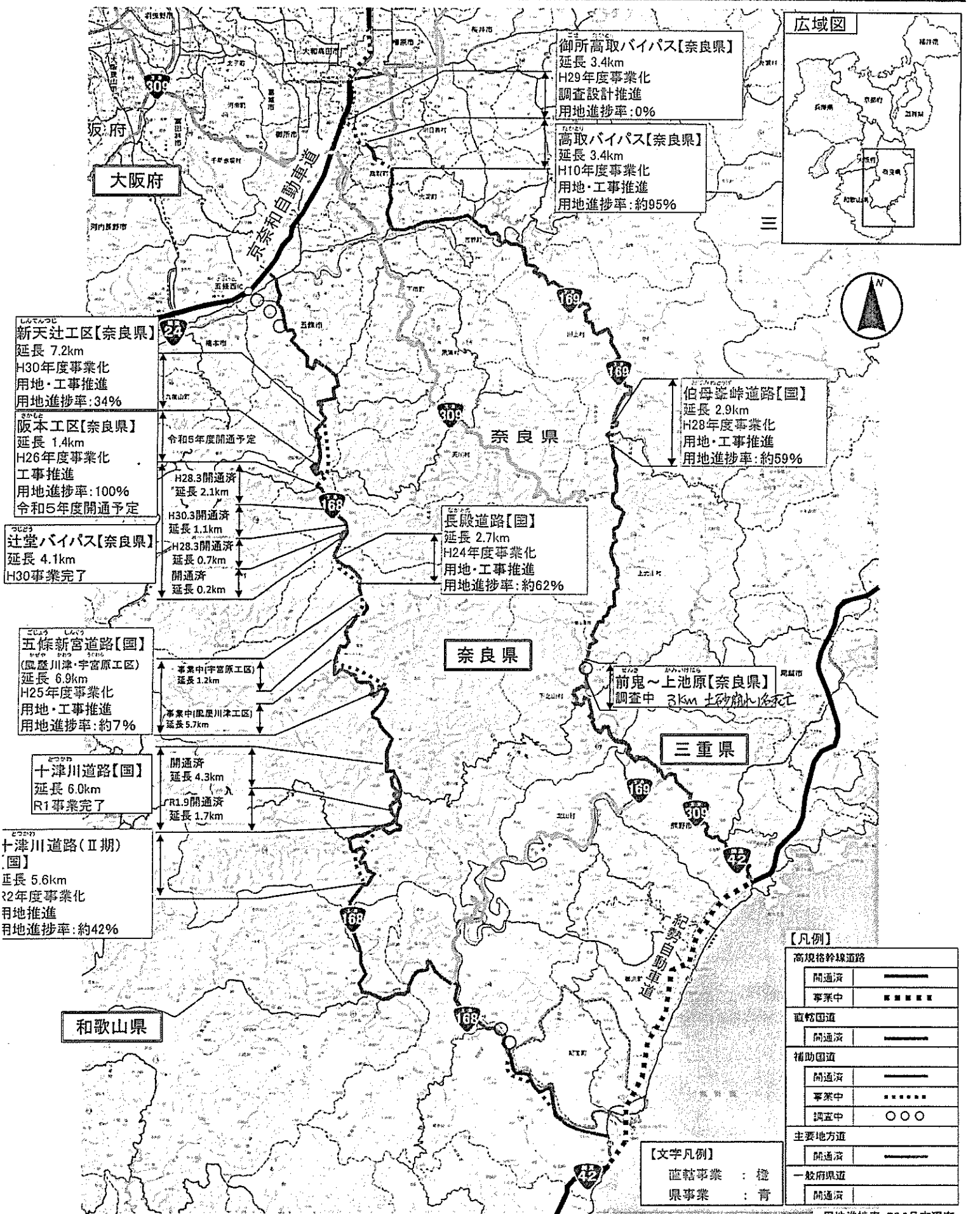


— 重要物流道路

< 連絡する拠点 >

重要物流道路	都市(地方中核都市等)	●
	空港・港湾・鉄道貨物駅(拠点空港、重要港湾、コンテナ取扱駅等)	▲
	物流拠点(トラックターミナル、工業団地等)	▲

五條新宮道路(R168)・奈良中部熊野道路(R169)



新天辻工区【奈良県】
延長 7.2km
H30年度事業化
用地・工事推進
用地進捗率:34%

阪本工区【奈良県】
延長 1.4km
H26年度事業化
工事推進
用地進捗率:100%
令和5年度開通予定

辻堂バイパス【奈良県】
延長 4.1km
H30事業完了

H28.3開通済
延長 2.1km
H30.3開通済
延長 1.1km
H28.3開通済
延長 0.7km
開通済
延長 0.2km

長殿道路【国】
延長 2.7km
H24年度事業化
用地・工事推進
用地進捗率:約62%

伯耆笠峠道路【国】
延長 2.9km
H28年度事業化
用地・工事推進
用地進捗率:約59%

五條新宮道路【国】
(鳳凰川津・宇宮原工区)
延長 6.9km
H25年度事業化
用地・工事推進
用地進捗率:約7%

事業中(宇宮原工区)
延長 1.2km
事業中(鳳凰川津工区)
延長 5.7km

十津川道路【国】
延長 6.0km
R1事業完了

開通済
延長 4.3km
R1.9開通済
延長 1.7km

十津川道路(Ⅱ期)【国】
延長 5.6km
R2年度事業化
用地推進
用地進捗率:約42%

前鬼～上池原【奈良県】
調査中 3km 土砂崩れ発生

【凡例】

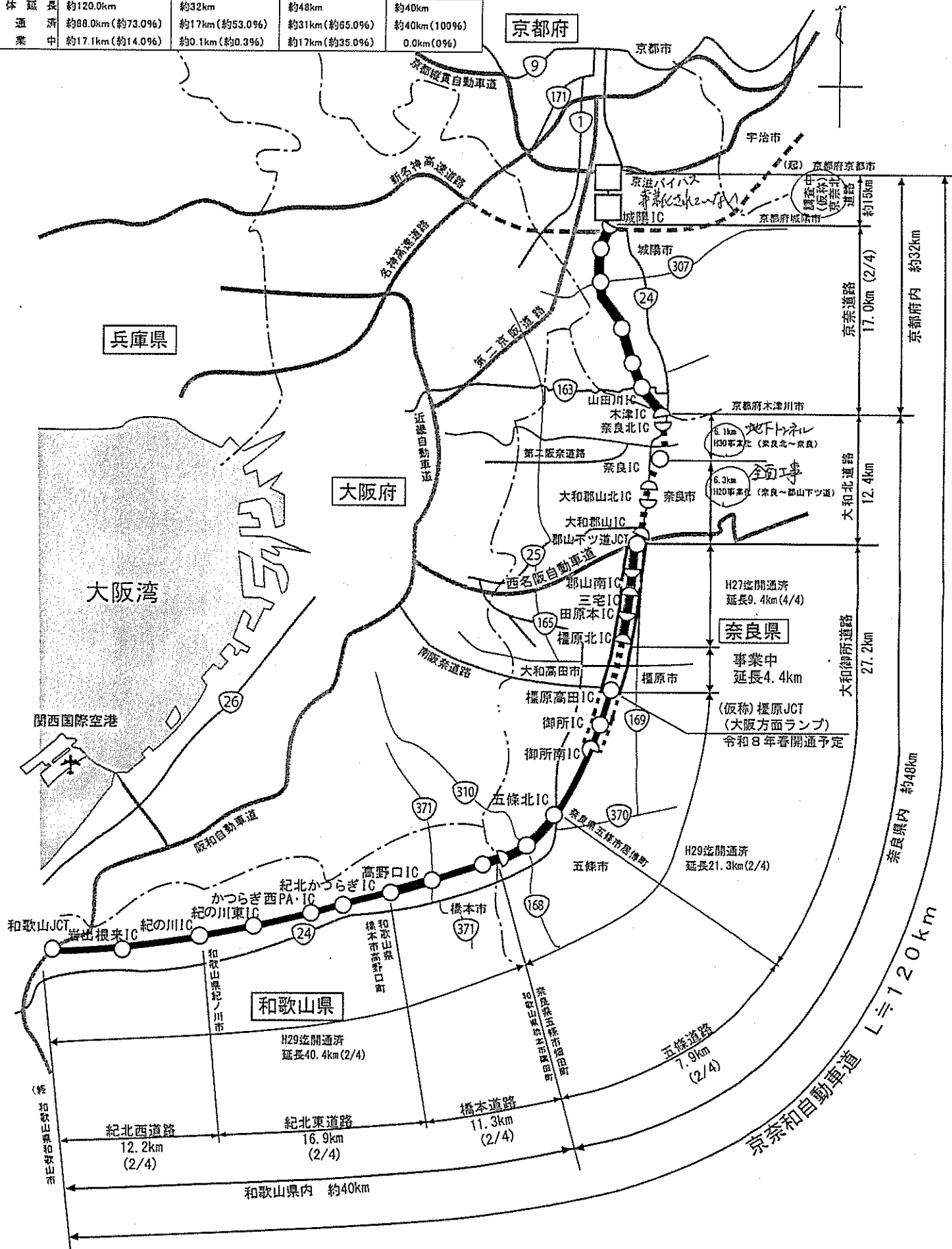
高規格幹線道路	開通済	———
	事業中	●●●●●
直轄国道	開通済	———
補助国道	開通済	———
	事業中	●●●●●
	調査中	○○○
主要地方道	開通済	———
一般府県道	開通済	———

【文字凡例】
直轄事業 : 橙
県事業 : 青

国道24号 京奈和自動車道

■整備状況

	全体	京都府	奈良県	和歌山県
全体延長	約120.0km	約32km	約48km	約40km
開通済	約88.0km(約73.0%)	約17km(約53.0%)	約31km(約65.0%)	約40km(100%)
事業中	約17.1km(約14.0%)	約0.1km(約0.3%)	約17km(約35.0%)	0.0km(0%)



世界文化遺産の登録までの手続き等（事前評価を経る場合）

事前評価プロセス

1

「世界遺産暫定一覧表」を世界遺産委員会へ提出

・「顕著な普遍的価値」を証明できる可能性がある資産

2

推薦書準備作業

<p>「顕著な普遍的価値」の証明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世界遺産条約履行のための作業指針」に示す評価基準への適合 ・真実性（オリジナルの状態を維持していること） ・完全性（価値を表すものの全体が残っていること） 	<p>万全の保護措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成資産の法的保護 ・緩衝地帯の設定 ・(包括的)保存管理計画の策定 等
--	--

3

事前評価候補について審議【リクエストは文化遺産・自然遺産あわせて年1件まで可能】

・文化審議会世界文化遺産部会において、事前評価リクエストを提出する候補を決定

4

事前評価リクエストの提出【9月15日期限】

・ICOMOSによる約1年間の書面審査。2027年推薦分より事前評価を受けていることが必須
※国際記念物遺跡会議(ICOMOS)：専門家で構成される国際非政府機関

5

ユネスコ WCO

イコモスから評価レポートの送付【翌年10月1日まで】

※事前評価は正式推薦書の提出(1年前までに完了することが必要) *2年前かかる*

※評価レポートは5年間有効。事前評価プロセスと本推薦プロセスは必ずしも連続している必要はない。

本推薦プロセス

6

推薦候補についての審議

・文化審議会世界文化遺産部会が諮問を受けて、当該年度の推薦候補について答申

7

世界遺産委員会へ推薦書暫定版を提出【9月30日期限】

・世界遺産センターによる形式審査 ※任意

8

推薦の決定【文化遺産・自然遺産あわせて年1件まで】

・文化審議会世界文化遺産部会、世界遺産条約関係省庁連絡会議（外務省主催）、閣議了解を経て、政府として推薦決定

9

世界遺産委員会へ推薦書正式版を提出【2月1日期限】

2月1日

10

イコモスによる審査

・現地審査、イコモスパネル(11月末～12月初)を含む約1年半の審査

11

イコモスによる評価結果の勧告【世界遺産委員会の6週間前まで】

12

ユネスコ世界遺産委員会で登録の可否を決定【推薦翌年の6～7月頃】

※世界遺産委員会：条約締約国のうち選挙で選ばれた21か国から成る政府間委員会 *4.5年前かかる*

※イコモスの勧告と世界遺産委員会決議

- 文化遺産に係る登録の可否については、イコモスが以下の4つの区分で勧告を行い、それを踏まえて最終的には世界遺産委員会において決定。
 - ①記載：世界遺産一覧表に記載。
 - ②情報照会：追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回す。3年以内に追加情報を提出した後に現地調査を除くイコモスの審査を再度受ける。
 - ③記載延期：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要。推薦書を再提出した後に、現地調査を含む新規案件と同様の手続を受ける。
 - ④不記載：記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦不可。

世界遺産審議会の意見
「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の課題について

1. 文化財の追加指定等、関係自治体において資産の保護を万全とするための取組を継続することが必要。
- ② 天皇陵が含まれている、
関係省庁・関係自治体等による連携体制を構築した上で、緩衝地帯も含め、世界遺産として一体的に保護していくための幅広い共通認識の構築が必要。
3. 顕著な普遍的価値の更なる精査を行いつつ、その価値に紐づく構成資産の精査が必要。
4. 本資産の世界的価値について国際的な理解を得るため、海外の専門家との対話等を通じた検討及び説明ぶりの精査・充実が必要。
- ⑤ 構成資産が多様かつ複数あるため、その整備・活用にあたっては世界遺産としての包括的な方針を策定することが必要。
観光
守る→広める→活用
地面の下に埋まっているものが大事

世界遺産登録の推薦のために整理すべきこと

1. 世界遺産としての価値の証明

(1) 顕著な普遍的価値 (Outstanding Universal Value) の整理

推薦する資産が、以下の世界遺産登録基準のいずれかに該当する普遍的価値(OUV)¹を有することを整理すること。

世界遺産登録基準(文化遺産の場合)

- (i) 人類の創造的才能を表す傑作であること。
- (ii) ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展における人類の価値の重要な交流を示していること。
- (iii) 現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること。
- (iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体または景観に関する優れた見本であること。
- (v) ある文化(または複数の文化)を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地・海洋利用、あるいは人類と環境の相互作用を示す優れた例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている。
- (vi) 顕著で普遍的な価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または明白な関連があること(ただし、この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。文化的要素 戦争 負の遺産

(2) 真実性 (Authenticity) の証明

オリジナルの状態を維持していることの整理

✓ オリジナルの本物である

(3) 完全性 (Integrity) の証明

価値を表すものの全体が残っていることの整理

足り足りか、外すことか。

2. 万全の保全措置 保護措置

(1) 構成資産の法的保護(文化財保護法による史跡等の指定)

この物に加え周囲、バッファゾーン 景観法、地元の法改正、太陽光パネル

(2) 緩衝地帯 (Buffer Zone) の設定

(3) 包括的保存管理計画、来訪者管理戦略、情報提供戦略等の策定

観光と関連 / 観光客を集めよう、2は好く、どう説明するか / 駐車場、トイレ

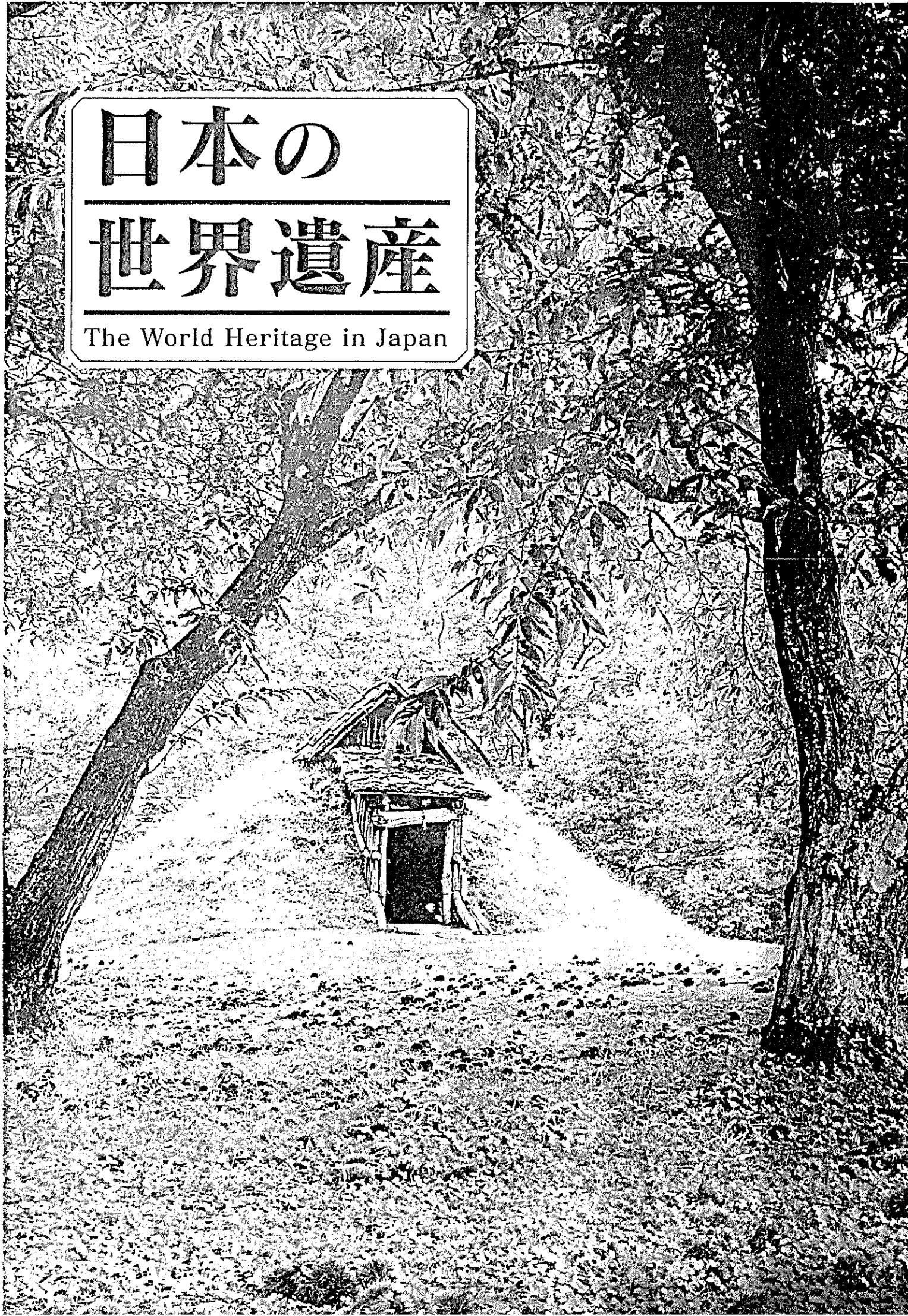
3. 地域コミュニティの協力体制の構築

~~駐車場、トイレ~~ ボランティア etc 協力

¹ OUVとは：国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値

日本の 世界遺産

The World Heritage in Japan



6世紀末期～8世紀初頭、東アジア東端の日本列島において、初めて中央集権国家が誕生したことを示す文化資産。当時の東アジアにおける緊迫した情勢の下で、中国・朝鮮半島との政治的・文化的交流の所産として中央集権体制に基づいた宮都が実現したことを、飛鳥から藤原への宮都の変遷を示す22件の構成資産で表している。

構成資産候補 (明日香村、橿原市、桜井市)

考古学的遺跡		大和三山
宮殿・官衙跡	墳墓	
1 飛鳥宮跡 2 飛鳥京跡苑池 3 飛鳥水落遺跡 4 酒船石遺跡	10 石舞台古墳 11 菖蒲池古墳 12 牽牛子塚古墳	14 大和三山 (香具山) 15 大和三山 (耳成山) 16 大和三山 (畝傍山)
5 飛鳥寺跡 6 橘寺跡 7 山田寺跡 8 川原寺跡 9 檜隈寺跡	19 天武・持統天皇陵古墳 20 中尾山古墳 21 キトラ古墳 22 高松塚古墳	
13 藤原宮跡・藤原京朱雀大路跡 (大和三山)	17 大官大寺跡 18 本薬師寺跡	

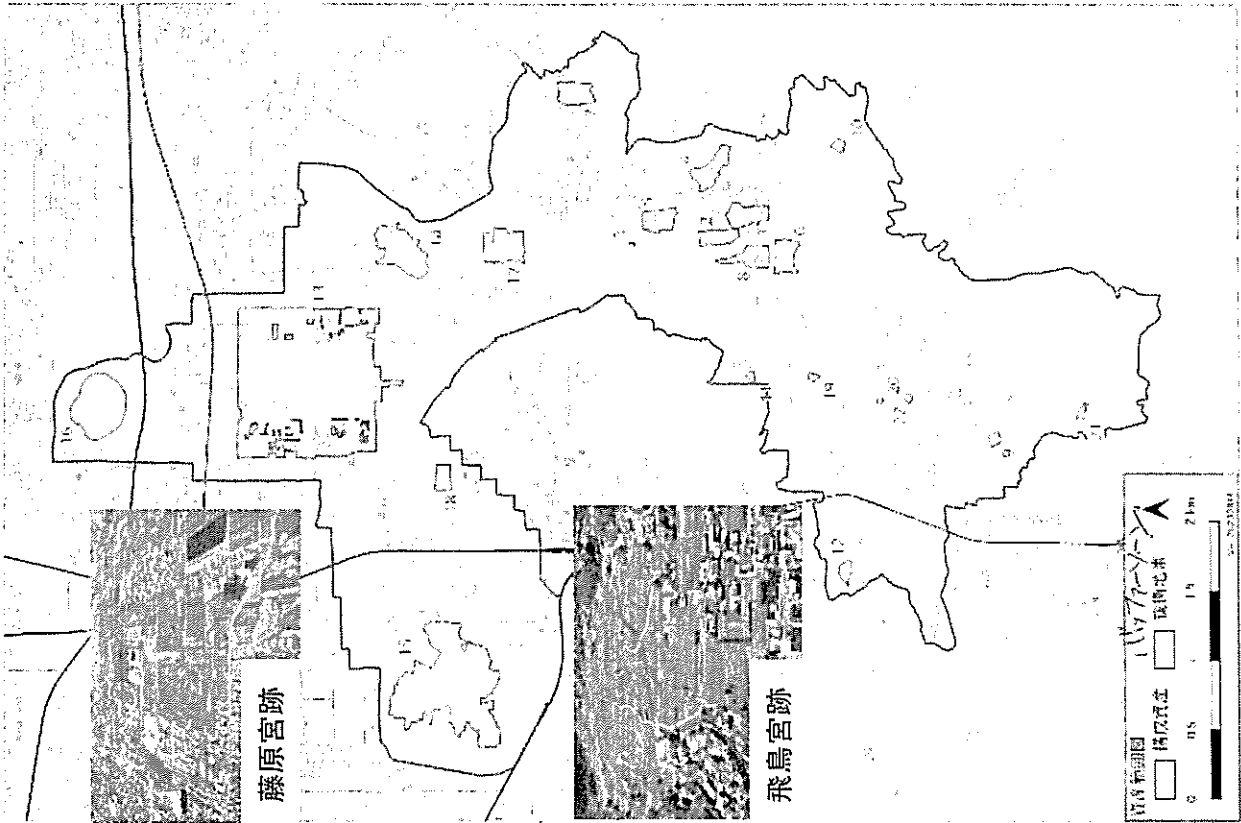


山田寺跡

本薬師寺跡

高松塚古墳

大和三山 (香久山)



構成資産
 遺跡地帯
 0 0.5 1.5 2 km
 北
 117°47'00" E
 34°25'00" N

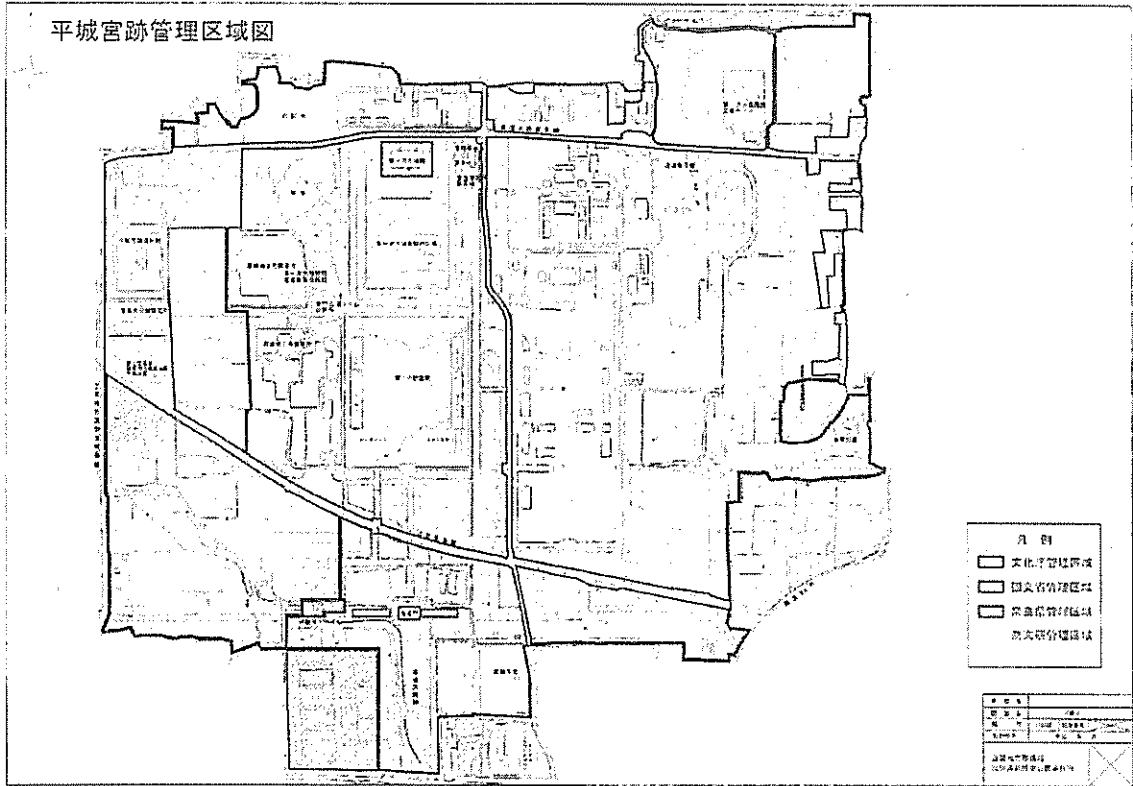
特別史跡 平城宮跡の整備について

1. 歴史的経緯

- 平城宮跡は、我が国の律令国家形成期における政治・文化の中心であり、我が国の歴史上極めて重要な遺跡として、昭和27年に特別史跡に指定されている。
- 昭和38年、平城宮跡内における近鉄の操車場建設計画が問題となり、最終的には当時の池田勇人首相の決断により、国主導による宮跡の発掘調査の推進、史跡未指定地域の追加指定、国による民有地の買収の方針が決定された。以降、国直営で発掘調査、民有地の国有化、遺跡・建物等の整備を実施。
- 平成20年には、都市公園法に基づく国営公園として整備することが閣議決定され、以降、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」に基づき、特別史跡の中心部における建物の復原等は国土交通省が、既設の復原建物等及び周辺部の管理は文化庁が実施している（覚書に基づき、奈良県、奈良市、奈良文化財研究所も加えた5者が分担）。

2. 平城宮跡整備の主な経緯

- 昭和38年 池田首相が宮跡地を国有地として保存することを決定。
- 昭和53年 「特別史跡平城宮跡保存整備基本計画」を策定。以降、国直営で遺跡・建物の整備等を実施。
- 平成10年 「古都奈良の文化財」の構成要素として世界文化遺産に登録。
- 平成10年 文化庁が朱雀門、東院庭園を復原整備。
- 平成20年 都市公園法に基づく国営公園として整備することを閣議決定。
- 平成22年 文化庁が第一次大極殿を復原整備。



<文化庁が整備・管理している復原建物等>

平城宮跡全景

第一次大極殿 (平成10年(1998年)復原完成) 木造 185億円
 第二次大極殿 基壇復原 (平成10年(1998年)復原完成)
 律官舎四基 (平成10年(1998年)一括復原完成)
 遺構展示堂 (昭和15年(1940年)完成)
 平城宮跡(平城10年(1998年)復原完成)
 中城宮跡資料館 (昭和15年(1940年)完成)
 中城宮跡資料館 (昭和15年(1940年)完成)
 朱雀門(平成10年(1998年)復原完成) 木造 38億円
 第一大極殿
 西宮
 東宮
 東宮門
 第二大極殿
 朱雀門
 中城宮跡
 中城宮跡資料館
 遺構展示堂
 平城宮跡(平城10年(1998年)復原完成)
 中城宮跡資料館(昭和15年(1940年)完成)
 朱雀門(平成10年(1998年)復原完成)

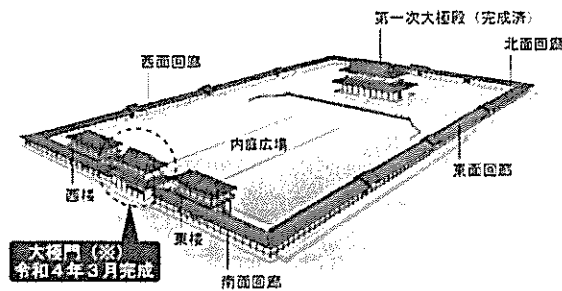
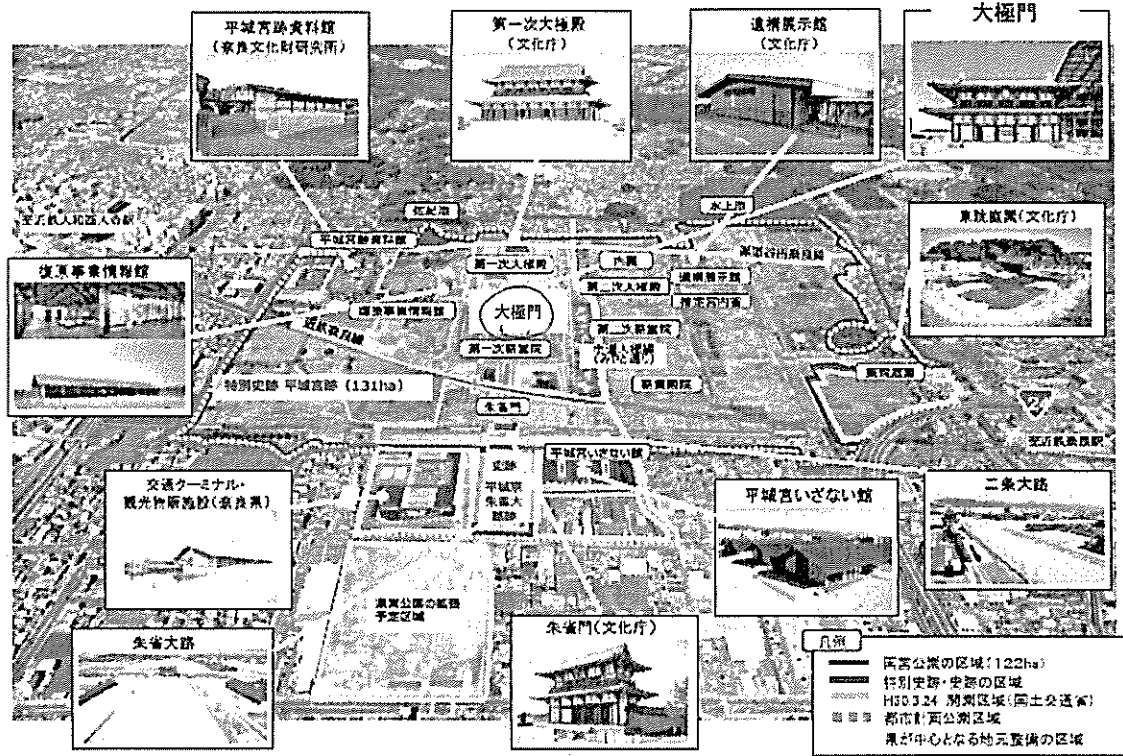
1972年	第二次大極殿の考古学調査が本格的に始まる
1973年	中城宮跡が考古学史上に指定される
1977年	遺構展示館が完成する
1979年	中城宮跡資料館が完成する
1998年	朱雀門、東宮五基が復原される 平城宮跡を「古都奈良の文化財」がユネスコの世界遺産に登録される
2001年	第一次大極殿工段の復原工事が完了する
2006年	朱雀門が奈良県史跡として整備していることが決定する
2010年	第一次大極殿工段が復原される

凡例

- 特別史跡 平城宮跡

〈国営公園としての整備状況〉 ※水色帯の建物等を国土交通省が整備

■公園内の主な施設と復元建物



- 平成 20 年 12 月 公園基本計画の策定
- 平成 27 年 5 月 第一次大極殿院復元事業情報館開館
- 平成 30 年 2 月 平城宮跡展示館（平城宮いざない館）完成
- 平成 30 年 3 月 平城宮跡歴史公園開園
- 令和 4 年 3 月 大極門供用
- 東楼復元整備工事着手（令和 7 年 11 月竣工予定）

<平城宮跡、藤原宮跡関係の令和6年度予算額(案)>

※()内は令和5年度予算額

○平城宮跡等管理 236,459千円(242,730千円)

特別史跡指定地の維持管理

(草刈り、警備、トイレ管理、電気・水道代、樹木剪定、害虫駆除等)

○平城及び飛鳥・藤原宮跡等買上事務処理 14,315千円(14,315千円)

特別史跡指定地内の民有地の買収に係る事務費

○平城及び飛鳥・藤原宮跡等買上 462,890千円(469,846千円)

特別史跡指定地内の民有地の購入費

令和4年度までの国有地化率

平城宮跡 84.04%

藤原宮跡 61.02%

○平城宮跡地等整備費 104,777千円(110,344千円)

特別史跡指定地内の復原建物、遺構表示等の修繕、保守費

令和5年度実施事業

- ・平城宮跡兵部省跡列柱表示(西側)の修理
- ・同(東側、式部省)の修理実施設計の見直し

国史文化研究所
奈良文化庁・京都

世界遺産について

1. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

(Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage)

(1) 条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として保護するため、国際的な協力・援助の体制を確立することを目的とする。

文化遺産の対象：①記念物、②建造物群、③遺跡（不動産）

(2) 経緯

昭和 47（1972）年 第 17 回ユネスコ総会において採択

平成 4（1992）年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効

令和 5（2023）年 締約国数 195 ヶ国（日本は世界遺産登録数上位 11 位）

(3) 世界遺産の総数等

令和 5 年 12 月現在で 1,199 件（文化遺産 933 件、自然遺産 227 件、複合遺産 39 件）

2. 我が国の世界遺産一覧表記載物件（文化遺産 20 件、自然遺産 5 件）

	記載物件名	登録時期	区分		記載物件名	登録時期	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	平成5年12月	文化	14	石見銀山遺跡とその文化的景観	平成19年7月	文化
2	姫路城	"	文化	15	小笠原諸島	平成23年6月	自然
3	屋久島	"	自然	16	平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群	平成23年6月	文化
4	白神山地	"	自然	17	富士山-信仰の対象と芸術の源泉	平成25年6月	文化
5	古都京都の文化財 (京都市, 宇治市, 大津市)	平成6年12月	文化	18	富岡製糸場と絹産業遺産群	平成26年6月	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	平成7年12月	文化	19	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	平成27年7月	文化
7	原爆ドーム	平成8年12月	文化	20	ル・コルビュジエの建築作品 - 近代建築運動への顕著な貢献	平成28年7月	文化
8	厳島神社	"	文化	21	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	平成29年7月	文化
9	古都奈良の文化財	平成10年12月	文化	22	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	平成30年6月	文化
10	日光の社寺	平成11年12月	文化	23	百舌鳥・古市古墳群 - 古代日本の墳墓群 -	令和元年7月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	平成12年12月	文化	24	奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島	令和3年7月	自然
12	紀伊山地の霊場と参詣道	平成16年7月	文化	25	北海道・北東北の縄文遺跡群	令和3年7月	文化
13	知床	平成17年7月	自然				

3. 我が国の暫定一覧表記載物件（文化遺産 5 件、自然遺産 0 件）

〔平成 4 年〕

① 「古都鎌倉の寺院・神社ほか」(神奈川県) 佐渡申請中

② 「彦根城」(滋賀県)

〔平成 19 年〕

③ 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」(奈良県) 言い切れないが

〔平成 22 年〕

④ 「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」(新潟県)

〔平成 24 年〕

⑤ 「平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群- (拡張)」(岩手県)

第11号様式の3 (第5条関係)

政務活動記録簿 (研修会参加)

会派・議員名 芦高 清友

年 月 日	2023年6月2日				
政務活動先	地方議員研究会				
研修名	地方議員研究会「あなたの街を見える化するセミナー」 地方議員のための地域経済分析システム RESAS 基礎編・応用編				
参加者	各都道府県の地方議員等				
参加目的	地方議会、地方議員の革新と地方自治の発展を図り、現場で役に立つ知識や情報を学び、奈良県政に活かすため。				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	<p>「RESAS (Regional Economy Society Analyzing System)」は、日本政府によって開発された地域経済分析ツールであり、このシステムの目的は、地域の経済活動や人口動態を視覚的に理解し、データに基づいた意思決定をサポートすることである。このツールの基礎的、応用的な活用方法を学んだ。</p> <p>主な特徴は以下の通り</p> <ol style="list-style-type: none"> **データの包括性**：RESAS は、人口統計、企業活動、観光、地域産業など、様々な種類のデータを提供。これらのデータは、地域の経済状況や傾向を理解するのに役立つ。 **視覚化**：地図やグラフなどの視覚的なツールを使用して、データをわかりやすく表示。これにより、地域ごとの比較分析やトレンドの把握が容易に。 **政策立案のサポート**：地方自治体や政策立案者は RESAS を使用して、地域のニーズや機会を特定し、効果的な地域政策を策定するための洞察を得ることができる。 **アクセスと共有**：インターネットベースのプラットフォームであるため、関連する利害関係者が容易にアクセスし、情報を共有できる。 <p>RESAS は、地方創生や地域経済の振興に向けた取り組みにおいて、重要な情報源となっており、このツールを活用することで、地域ごとの特性に合った政策の策定や経済的な決定が可能になる。</p>				
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号



あなたの街を見える化する 特別セミナー in東京

5月13日(土) 5月26日(金)

10:00~12:30

地方議員のための地域経済分析システム

RESAS活用 基礎編

- ・RESAS(地方経済分析システム)の概要:
RESAS操作の基本、RESASの全体像
- ・地方財政マップ解説:地方財政指標
(財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、
将来負担比率、人口あたり職員数、人口1人あたり
人件費・物件費等の決算額、ラスパイレ指数など)
などの見方と使い方
- ・人口マップ解説:人口構成、人口増減
(自然増減、社会増減)、
将来人口推計、人口メッシュなどの見方と使い方
- ・医療・福祉マップ解説:医療需給、
介護需給の見方、比較の仕方

14:00~16:30

地方議員のための地域経済分析システム

RESAS活用 応用編

- ・RESASの経済分析活用事例と議員の役割
- ・生産分析について:地域内産業構成、
各産業生産額、影響力・感応度分析の見方
- ・支出分析について:総支出・民間消費・
民間投資・その他支出の見方
- ・観光マップ解説:目的地分析、
From-to分析(宿泊者)などの見方と考え方
- ・地域経済循環マップ解説:地域経済循環の見方と考え方
- ・分配分析について:総所得・雇用者所得・
その他所得の見方
- ・産業構造マップ解説:全産業構造、稼ぐ力分析、
製造業構造などの見方と考え方
- ・企業活動マップ、消費マップ、まちづくりマップなどの解説

講師紹介

えなみ としひろ
榎並 利博

行政システム株式会社
行政システム総研 顧問、
豊科情報株式会社 管理部
主任研究員

1981年 東京大学文学部卒業。1981年 富士通株式会社入社、自治体向け情報システムの開発作業に従事。1996年 株式会社富士通総研へ出向、電子政府・電子自治体、地域活性化分野を中心に研究活動を行う。住基ネットの時代より番号制度の研究に携わり、各種団体活動を通じてマイナンバー制度の実現へ取り組む。また、地域活性化においては、事例研究とともに地方活性化レストランの実践活動も行う。『自治体のIT革命』、『社会変革する地域市民』、『地域イノベーション成功の本質』、『共通番号(国民ID)のすべて』、『企業のためのマイナンバー取扱実務』、『医療とマイナンバー』など、電子政府・地域活性化関連およびマイナンバーに関する著書多数。

↑ FAX 050-6868-9679 ↑

お申込みは ☎ FAX または ✉ メールにて

お申込み後、事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中にFAXまたはメールにて送付します。「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。



メール申込み方法

mail@chihogiken.or.jp



FAX申込み書

申込書に明記の上、FAXで050-6868-9679宛にお送りください。
参加される講座にチェックボックスへ チェックください。

in 東京

5月13日
(土曜日)

10:00~
12:30



地方議員のための
地域経済分析システム
RESAS活用 基礎編

14:00~
16:30



地方議員のための
地域経済分析システム
RESAS活用 応用編

5月26日
(金曜日)

10:00~
12:30



地方議員のための
地域経済分析システム
RESAS活用 基礎編

14:00~
16:30



地方議員のための
地域経済分析システム
RESAS活用 応用編

お名前	(フリガナ)	貴議会名	(期目)
電話番号	() -	FAX番号	() -
E-mail	@		
領収証宛名	ご本人様名 ・ その他 ()		
会場の参加を希望せず、 郵送サービスでのお申込みの方は チェックしてください		<input type="checkbox"/> 当日不参加(資料、USB音声データ、領収証 郵送希望) 音声データの無断転載等はないことに同意して申込みます ※定員がございますので、チェックされた方は来場されてもご入場をお断りさせていただきます。 必ず欠席される方のみチェックしてください。	
郵送先の住所	※郵送希望の方は ご記入ください	郵便 番号	(-)

開催
場所

リファレンス新有楽町ビル

[4講座同場所] 〒100-0006
東京都千代田区有楽町
1丁目12-1新有楽町ビル2階

受講料

1講座 15,000円(税込)

受講料は「受講確認書」到着後に
事前にお振込みをお願いします。

※キャンセルは、7日前までにご連絡ください。

お問合せ・事務局

地方議員研究会

TEL 050-6868-9678

FAX 050-6868-9679

メール mail@chihogiken.or.jp

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-2-2
大阪駅前第2ビル2階5-6号室



- ▶ JR有楽町線 有楽町駅 中央西口/日比谷口より 徒歩1分
- ▶ 東京メトロ有楽町線 有楽町駅 D2より連絡
- ▶ 東京駅から 徒歩10分 ▶ 東京駅からタクシーで約500円

地方議員研究会

地方議員のための RESAS活用：基礎編

2023年5月13日（東京）、26日（東京）
行政システム株式会社 行政システム総研 顧問
蓼科情報株式会社 管理部 主任研究員
榎並利博

地方議員研究会

地方議員のための RESAS活用：応用編

2023年5月13日（東京）、26日（東京）
行政システム株式会社 行政システム総研 顧問
藜科情報株式会社 管理部 主任研究員
榎並利博

	研修費	5,000 円	内訳:資料・データ代	39
	研修費	5,000 円	内訳:参加費 5,000 円	59
	合計 10,000 円 (全て政務活動)			
備考	添付資料:応募要項、参加資料			

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

大好評につき緊急追加開催!!

途中参加、
途中退出
自由

新 人 議 員 研 修
全 国 キ ャ ラ バ ン
最 終 回

今まで5,000人の議員が受講した
新人向けセミナー
当選後の議員人生を左右するので
必ず受講ください!!

- ✓ 参加者のみ限定!回数券を追加販売
- ✓ 一回参加した新人議員も参加可能
- ✓ 同行する先輩議員も参加可能
- ✓ 参加者満足度、脅威の96%
- ✓ わからないことがわかった
- ✓ 自分の街だけのルールだと知った
- ✓ 財政の大事さを理解できた

開催場所
10/5 木 in東京
10/25 水 in東京
12/2 土 in大阪
12/9 土 in大阪

10:00~12:30

議員活動新人研修 ①

- ・1期目に絶対に注意してほしいこと
- ・職員からみた議員の見え方
- ・基礎知識としての財政のポイント
- ・セミナーで一番多い質問の共有
- ・先輩議員に教えてもらうとダメになる例

14:00~16:30

議員活動新人研修 ②

- ・相手を知り自分を知る～役所の仕組みと予算のスケジュール
- ・議会と議員が出来ること出来ないこと
- ・質疑や質問の組み立て方
- ・先進事例を自分の街で質問することの問題点
- ・過去5,000人が聞いた役所を動かす質問の仕方の必須要件

講師
かわもと たつし
川本 達志
元・廿日市市副市長

1956年広島県生まれ。九州大学法学部卒。広島県庁において、公務員労務、基礎自治体の行財政指導、契約法務、県財政の健全化計画の策定などに従事。
2005年4月に広島県廿日市市に移り、分権政策部長を経て2008年1月副市長就任。市の行政経営システム改革、中期財政運営方針の策定、廿日市市協働によるまちづくり基本条例策定などにあたる。副市長在職中に広島県立大学大学院修了。2011年12月退職。
2012年3月から株式会社野村総合研究所 上級コンサルタント。2014年4月に独立。
著書に「地方議員のための役所を動かす質問のしかた」(2017.7学陽書房)

↑ FAX 050-6868-9679 ↑
お申込みは ☎ FAX または ✉ メールにて

お申込み後、事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中に FAX または メールにて送付します。「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。

メール申込み方法	mail@chihogiken.or.jp
FAX申込み書	申込書に明記の上、FAXで050-6868-9679宛にお送りください。 参加される講座にチェックボックスへ <input checked="" type="checkbox"/> チェックください。

10月5日(日) in 東京	10月25日(日) in 東京	12月2日(日) in 大阪	12月9日(日) in 大阪
<input type="checkbox"/> 10:00~ 議員活動 12:30 新人研修① <input type="checkbox"/> 14:00~ 議員活動 16:30 新人研修②	<input type="checkbox"/> 10:00~ 議員活動 12:30 新人研修① <input type="checkbox"/> 14:00~ 議員活動 16:30 新人研修②	<input type="checkbox"/> 10:00~ 議員活動 12:30 新人研修① <input type="checkbox"/> 14:00~ 議員活動 16:30 新人研修②	<input type="checkbox"/> 10:00~ 議員活動 12:30 新人研修① <input type="checkbox"/> 14:00~ 議員活動 16:30 新人研修②

お名前	(フリガナ) _____	貴議会名	(期日)
電話番号	() - () - ()	FAX番号	() - () - ()
E-mail	_____@_____		
領収証宛名	ご本人様名 ・ その他 ()		
会場の参加を希望せず、 郵送サービスでのお申込みの方は チェックしてください		<input type="checkbox"/> 当日不参加(資料、USB音声データ、領収証 郵送希望) 音声データの無断転載等には同意して申込みます ※定員がごさいますので、チェックされた方は来場されてもご入場をお断りさせていただきます。 必ず欠席される方のみチェックしてください。	
郵送先の住所	※郵送希望の方は ご記入ください	郵便号	() - ()

開催場所 東京 リファレンス国際ビル貸会議

両日 | 〒100-0005 東京都千代田区丸の内
同場所 | 3丁目1-1 国際ビル2F

会場が
変わりました

- ▶ JR有楽町線 有楽町駅 国際フォーラム口より 徒歩1分
- ▶ 東京メトロ有楽町線 有楽町駅 D1より連絡
- ▶ 東京駅から 徒歩10分 ▶ 東京駅からタクシーで約500円

開催場所 大阪 リファレンス大阪駅前第4ビル

両日 | 〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目11-4
同場所 | 大阪駅前第4ビル23F

本開催は
通常の場所と
異なります!

- ▶ 大阪市営地下鉄谷町線東梅田駅⑧番出口より 直結
- ▶ JR大阪駅 中央口より 徒歩約8分
- ▶ 大阪市営地下鉄御堂筋線梅田駅⑨番出口より 徒歩約7分
- ▶ 阪神梅田駅より 徒歩約5分

受講料

2日通して 5,000円 (税別)

受講料は「受講確認書」到着後に
事前にお振込みをお願いします。
※キャンセルは、7日前までにご連絡ください。

お問い合わせ
事務局

地方議員研究会

TEL 050-6868-9678
FAX 050-6868-9679
メール mail@chihogiken.or.jp

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル2階5-6号室



1 期目議員のための

議員活動新人研修 1

地方議員研究会 統括コンサルタント

川本達志



1期目議員のための

議員活動新人研修2

地方議員研修会 統括コンサルタント

川本達志

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 芦高 清友					
年 月 日	令和5年8月29日				
表題と発行部数	あしたかレポート vol.11 10,000部				
対象者	香芝市				
配布方法	ポスティングや駅頭				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前(大きく表記されているもの)と顔写真の用紙に対する割合で計算 10%以下なので90%で充当				
内容	県政についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	初回デザイン・構成費	明洋社	33,000円	2面	25
	印刷費・三つ折り加工	明洋社	28,600円	10,000枚×@2.6×消費税	25
	合計 61,600円 ※95.4%充当 58,766円				
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。



あしたか 清友

あしたかレポート
〈県政報告vol.1〉

奈良県議会 6月定例会

奈良県議会6月定例会の建設委員会において、地元・香芝の課題として、道路整備が遅れている点を中心に、所管全体には、予算執行停止に伴う経済損失について伺いました。主に右の3点について質問しました。

建設委員会とは？

奈良県では〔県土マネジメント部、水道局及び収用委員会の所管に属する事務に関する事項〕とされています。道路や水道、公共事業、住宅などをはじめとする都市開発、都市インフラなどについて議論する委員会です。委員会は本会議における審査の予備的審査、調査機関として設けられています。

1 国道165号線（香芝・柏原改良）

香芝市穴虫西交差点～西名阪自動車道柏原IC
約2.8kmの区間の4車線化について

2 国道168号線（香芝・王寺道路）

香芝市北今市～王寺町畠田4丁目交差点
約3.2kmの区間の4車線化・無電柱化について

3 予算執行停止

予算執行停止に係る将来の総事業費
約4,730億円の経済損失の影響について

【国道165号】香芝・柏原改良4車線化について

香芝・柏原改良は、奈良中和地域～大阪の交通の円滑化、安全で快適な道路づくりを目指した道路改良です。国道165号の香芝市穴虫～柏原IC付近までの連続する急カーブを無くし4車線化することにより、主に3つの効果が期待されています。

効果①交通の円滑化

国道165号の奈良・大阪県境付近は、大和高田バイパス・国道165号の2路線からの交通の集中と、中和幹線の開通による交通量の増加により、朝夕に著しい渋滞が発生しています。現在の2車線を4車線にすることにより、慢性的な渋滞が緩和されます。

効果②交通事故削減

見通しの悪い急カーブや急勾配箇所は連続して危険性の高い区間です。急カーブを線形改良により、安全性の向上が期待されます。また、歩行者などは危険な路肩を通行せざるを得ない状況です。自転車歩行者道の設置により、安心して通行できる歩行空間が連続して確保されます。



（引用：国土交通省近畿地方整備局）

効果③異常気象時通行規制区間の解消

奈良・大阪の府県境の峠部には、防災対策が必要な急峻な崖が多数存在するため、異常気象時通行規制区間に指定されています。切り立った斜面を改良するなど、災害に強い道路に改良することにより、通行規制区間を回避し、安全かつ円滑な交通を確保します。



高市早苗 経済安全保障担当大臣・内閣府特命担当大臣と

この事業は国直轄の事業ですが、奈良県は負担金として地方負担額分を払っておりますので、その関わりから質問しました。調査設計における環境調査、文化財発掘調査に取り掛かれるように、国と奈良県、香芝市の3者で協議し、前向きに調整していただいています。発掘調査という専門分野の人員が足りていないことが大きな課題です。用地取得が約88%まで進捗しているにも関わらず、未だに工事が着工されていない原因は、京奈和道の発掘調査に人員が取られているため、それ以外の道路整備が進んでいません。人的な課題が浮き彫りになっていますので、その部分に集中的に予算配分して、人材を確保すれば前向きに進むと考えます。前に進まないのであれば民間への委託も選択肢に入れることも問うていきます。国直轄の事業ですので、政府与党の強みを活かし、地元の県議会議員として、力強く予算要望してまいります。

詳しくはホームページにて

あしたか清友

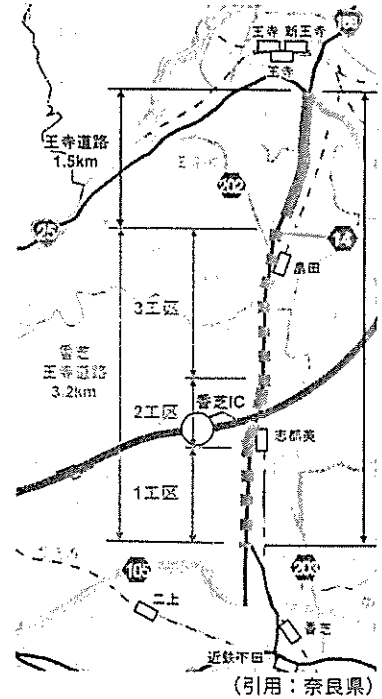


<https://ashitaka-kiyotomo.com/>

2 国道168号

香芝・王寺道路

- 事業の効果
- ・交通混雑の緩和
 - ・交通安全性の向上
 - ・地域の活性化
 - ・救急救命活動の支援
 - ・防災機能の向上



県の事業である、国道168号（香芝・王寺道路）香芝市北今市から王寺町畠田四丁目交差点までの約3.2kmの区間については、4車線に拡幅し、渋滞緩和、歩行者空間の確保及び地域の活性化、また無電柱化による緊急輸送道路の機能確保を目的として平成18年度に事業化され、1工区（竹田川～志都美駅付近）、2工区（志都美駅付近～大手家電量販店付近）、3工区（大手家電量販店付近～王寺町域）に分けて継続的に事業が実施されています。

北今市橋から旭ヶ丘団地東入口交差点付近の区間については、見える形で進んでいますが、西名阪自動車道の北側で国道168号より東側のJRの線路付近の地籍調査がまだ出来ていません。担当課より、今年度での一般会計当初予算、6月議会での補正予算で、そのエリアの地籍調査が進むように鋭意努力をする旨の答弁をいただきました。

3 新知事による予算執行停止について

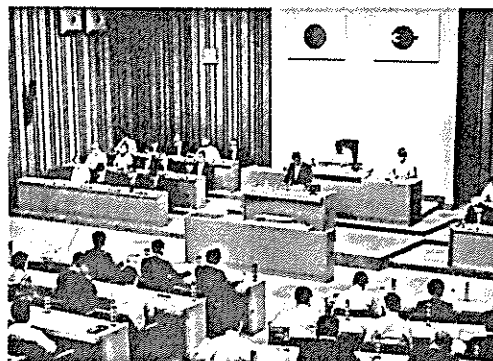


山下知事は6月12日に29事業について予算執行を全部停止、または一部停止にする
と公表されました。国からの補助金や交付金等、奈良県に入ってくるはずのお金が事業停止により消滅したことになります。その総事業費は約4,730億円を上回ります。しかし、なぜ予算執行査定で事業停止に至ったのかの意志決定過程の説明が一切ありません。どのような比較検討の上、事業停止に至ったのかを明らかにすべきであると考えます。執行停止をするならば、ただ単に停止するだけではなく、新たな代替案を提案すべきです。議会で議論をしながら、関係自治体とも議論しながら、知事が目指す奈良の未来像を県民の皆様に説明する責任があります。

委員会は県HPにてライブ配信・録画配信されています。

◎『少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策』特別委員会

副委員長を拝命しました。健康づくりや国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会について沢山ご意見をいただいています。また、3人の子をもつ子育て世代の当事者として少子化対策や女性の活躍促進も含め、皆様からいただくご意見を政策に反映できるよう全力で取り組みます！



本会議において【森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書】案を動議提出し、全会一致で可決賜りました。



各種SNSでも日々の活動を
発信しております！



あしたか清友の活動にご協力いただけませんか？

◆学生インターン：政治に興味のある学生の方で日々の活動に同行してみませんか？

◆ミニ集会・座談会：少人数の集まりに呼んでいただけませんか？

どこでも報告にまいります！

◆ご意見・ご要望：「〇〇に困っている」「こうすればよくなる」など教えていただけませんか？

香芝のため、奈良県のため、是非ともお力添えください。

あしたか清友事務所

〒639-0245

奈良県香芝市畑4-103

☎090-5065-8281

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 芦高 清友					
年 月 日	令和6年1月4日他				
表題と発行部数	あしたかレポート vol.13 42,000部				
対象者	香芝市				
配布方法	新聞折込、ポスティング、駅頭				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前(大きく表記されているもの)と顔写真等の用紙に対する割合で計算				
内容	県政についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込	(株)読宣	61,039円	@3.1×17,900部 +税	68
	ポスティング代	株式会社アイポスティング	101,099円	@4.6×19,980枚+ 税	72
	デザイン・ 構成・印刷 費(送料 込)	オノ・プランニング	281,710円	42,000枚	83
	封筒デザイン・ 作成費	オノ・プランニング	30,030円	1,000枚	84
	合計 473,878円 ※87.4%充当 414,168円				
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。

県政報告

令和6年
新春号

あしたか情報センター 030-5486-9221
奈良県奈良市御池3丁目103番地 ① 03ptkrd@kyotampo.com



新しい年のスタート！奈良県議会議員選挙に初当選させていただき、早くも9か月が経ちました。引き続き、初心を忘れず、誠心誠意取り組んでまいります。

経歴 昭和53(1978)年12月 香芝生まれ

- 八戸市(現八戸市)
- 北上小学校(入会)・少年部少年部長
- 香芝中学校(現香芝中学校)
- 奈良県立御池高等学校(現奈良県立御池高等学校)
- 慶応義塾大学文学部社会学科(現慶応義塾大学文学部社会学科)
- 大阪府立大学大学院都市環境学研究所 都市政策研究員(現職)
- 平成28(2017)年 香芝市議会議員初当選
- 令和3(2021)年 行方市議会議員初当選
- 令和5(2023)年 奈良県議会議員初当選



奈良県議会

主な地域活動・役職

- 香芝市社会青年部 部長
- 一般社団法人奈良県調理師協会 顧問
- 一般社団法人奈良のまちの会 副会長
- 一般社団法人母城青年会 顧問 OB会長
- 映画「そくわ」の音楽アドバイザー

□ 建設委員会

〈道路・河川・水道・下水道等〉

□ 少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会 副委員長

□ 関西広域連合議会議員(理事)

家族

- 妻、長男(中1)、長女(小5)、次女(小3)



奈良県議会議員

あしたか 清友

きよとも

県政から
香芝の未来を

令和5年 9月議会 一般質問

令和5年9月議会では、初めて一般質問を行いました。その様子は奈良テレビ放送で放送され、大きな反響をいただきました。それでは、一般質問の内容について報告させていただきます。

- 1 山下知事の行政運営における説明責任について
- 2 県域水道一体化について
- 3 スポーツ施設の整備について
- 4 教員の未配置への対応について

の4項目を質問し、市町村と奈良県の連携強化を求めました。



副委員長



令和5年9月議会

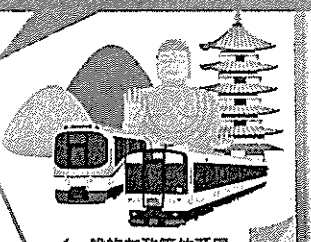
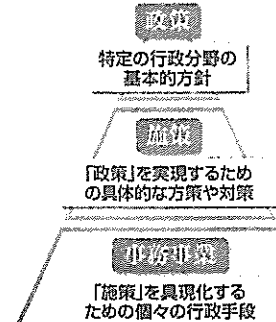
一般質問1

山下知事の行政運営における説明責任について

「奈良新「都」づくり戦略2023」には、「県政発展の目標と道筋」として、9の都、29の政策、104の施策が示されています。それに関連する予算は、県庁内で議論されたものを奈良県議会に予算案として上程し、議会が議決したものです。組織編成もそれらを踏まえて行われています。予算執行を停止し、改めるのであれば新たなビジョンを示す必要があり、具体的には、政策(ポリシー)・施策(プログラム)・事務事業(プロジェクト)の政策体系を改めて示

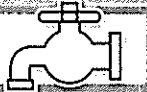
し、改めた事業の目的や目的達成のための手段を県民や関係する市町村に説明する必要があります。また、これまで公表されていなかった事務事業の評価についても公表を求めました。山下知事からは「新規事業は新年度予算に盛り込みたい」と答弁。また、事務事業評価の公表についても「今後、公開していきたい」との答弁がありました。来年度当初予算案が提出される2月議会に向けてしっかり準備していきます。

条例・計画に基づいて政策体系があり、事業に予算が計上され、それらを実施する組織がある。予算執行を停止するならば、これらを改めて体系的に示すべきと考えます。



← 一般的な政策体系図

市町村に委託する



奈良県の水道一体化を目指す背景

- 給水人口の減少に伴い湧水水量が減少
- 法定耐用年数である40年以上経った水道施設の割合が全国平均より高い
- 水道関係人員の減少により技術の継承が懸念

国に比べて、人口減少に伴う水道施設の老朽化、水道施設の老朽化・人員不足等、水質の悪化などによる水質の悪化や一部の地域では、水道の整備が遅れている。

これらの課題を解決するため、奈良県では長きに渡り協議会や検討会で水道一体化に向けて協議検討を進めてきましたが、山下知事は「令和7年4月からの事業統合」や「統合当初からの料金統一」という基本的事項、また「料金水準の試算」について、7月21日の法定協議会において疑問を呈されました。奈良県内、香芝市を含む26市町村に係る事業であり、基本的事項を前提で各議会の議決を経て進めているものです。これまでの背景や経緯を理解

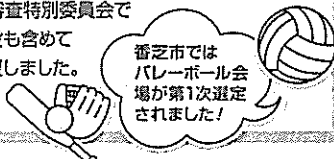
されていないのではないかと考え質問しました。山下知事からは、「基本的な枠組みを大きく変えることはない」との答弁。答弁に安心しましたが、大きな混乱を招いたと考えます。皆様の生活に直接関わる水道について、これからも丁寧に議論してまいります。



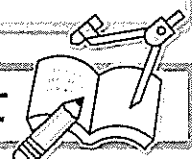
スポーツ施設の整備について

奈良県のスポーツ施設は昭和59年のわかさ国体に向けて整備されたものがほとんどで、老朽化が進んでいます。8月21日に少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会の副委員長として、奈良市鴻池陸上競技場、県立橿原公園の陸上競技場、第1体育館、野球場の視察を行いました。屋根の劣化による雨漏り、床の強度不足、段差の解消、和式トイレの洋式化、多目的トイレへの改修、卓椅子席の設置など利用者に直接影響が出るような施設の劣化に驚きました。令和13年に、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の奈良県での開催を契機としてスポーツ施設の整備が必要と考え質問しました。

山下知事からは、「新設するのではなく、既存施設の改修」「橿原公園内の各施設については、現状把握や課題整理を行い、改修などの具体的な検討をすすめている」と答弁。この案件は、山下知事就任後うんぬん、と言うよりも、今まで一体何をやってきたのか。これまでの奈良県のスポーツ施設の整備がほったらかしであったと云わざるを得ません。一般質問後の予算審査特別委員会で改修だけでなく新設も含めて検討することを要望しました。



教員の未配置への対策について



教員の産休や育休、病休等により、急な欠員が生じた際に、替わりの教員が見つからず、教員が未配置となっているケースがあります。教員全体で業務を分担することが必要となるため、実際には少人数指導の加配教員の枠を学級担任に充てることで学級担任は確保できるものの、少人数指導を止めなければならない状況や、教頭先生や校長先生が教壇に立たなければならない状況もあります。今年度、9月1日時点では、小学校が39件(香芝市7件)、中学校が10件(香芝市2件)、義務教育学校1件、高等学校1件、特別支援学校3件で合計54件の未配置の実態があります。教育委員会や学校においては、未配置の解消に向け退職教員の活用等、あらゆる手段を尽くしていただいておりますが、教員の未配置への抜本的な解消につなげるための対策を質問しました。教育長からは、「主な原因は、代替の常勤講師の絶対数が不足していることにある。市町村教員委員会からは、授業のみを指導する非常勤講師ならば確保できるとの声もあり、今後、

代替の非常勤講師を任用することを検討している。」「来年度からの取り組みとして、退職教員を副担任として週3日短時間再任用することや少人数指導などを担当する学習指導員の配置を推進する。」「この10月からLINE公式アカウントで退職教員のネットワーク作りを開始する予定。(実施済)」「教員不足を抜本的に解消するため、奈良県教育を支える教員を高校2年生から6年間養成する次世代教員養成塾も6年目を迎え、今年度1期生が採用試験を受け11人が合格している。さらに教員業務支援員などの配置により、教員の働き方改革を推進し、学校現場の環境をより良くすることを通して、教員の志願者そのものを増やしてまいります。」と課題解決に向けて対応するとの答弁がありました。さらに、一般質問後の予算審査特別委員会であらためて、学校や教員への支援が子ども達への支援に繋がることを伝えた上で、教員業務支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を要望しました。

初めての奈良県議会での一般質問は大変緊張しましたが、奈良県の行政運営における説明が県民や県内市町村に不足していることを直ちに改善していただきたいという思いで行いました。奈良県の未来を皆様とともに創ってまいります。

ご好評のあしたかレポート 定期的に発行しております!

Vol.11 9月1日発行

Vol.11 年次報告 改定 11月10日発行

県民に身近な生活の悩みを要望 などの質問が寄せられています

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 芦高 清友

年 月 日	令和6年1月5日				
表題と発行部数	あしたかレポート vol.12 5,000部				
対象者	香芝市				
配布方法	ポスティングや駅頭				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前(大きく表記されているもの)と顔写真等の用紙に対する割合で計算				
内容	県政についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	デザイン・ 構成費	明洋社	22,000円	2面	104
	印刷費・三 つ折り加工	明洋社	18,150円	5,000枚×@3.3×消 費税	104
	合計 40,150円 ※96.5%充当 38,744円				
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。



あしたか清友

皆さま、こんにちは。奈良県議会議員のあしたか清友です。奈良県議会において、建設委員会の所属となりました。地元・香芝市の課題として、道路整備が遅れていることを中心に質問しています。質問だけでなく、国に対しても要望活動を積極的に行い、奈良県や地元・香芝市のパイプ役を担うべく日々精進します。

所属委員会

- ◆建設委員会〈道路・河川・水道・下水道等〉
- ◆少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会 副委員長
- ◆関西広域連合議会議員〈理事〉

1 国道165号線（香芝・柏原改良）

香芝市穴虫西交差点～西名阪自動車道柏原IC
約2.8kmの区間の4車線化について

2 国道168号線（香芝・王寺道路）

香芝市北今市～王寺町畠田4丁目交差点
約3.2kmの区間の4車線化・無電柱化について

3 予算執行停止

予算執行停止に係る将来の総事業費
約4,730億円の経済損失の影響について

1【国道165号】香芝・柏原改良4車線化について

香芝・柏原改良は、奈良中和地域～大阪の交通の円滑化、安全で快適な道路づくりを目指した道路改良です。国道165号の香芝市穴虫～柏原IC付近までの連続する急カーブを無くし4車線化することにより、主に3つの効果が期待されています。

効果①交通の円滑化

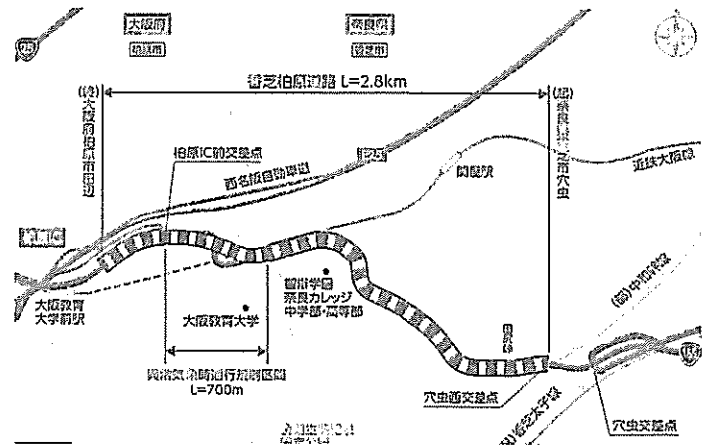
国道165号の奈良・大阪県境付近は、大和高田バイパス・国道165号の2路線からの交通の集中と、中和幹線の開通による交通量の増加により、朝夕に著しい渋滞が発生しています。現在の2車線を4車線にすることにより、慢性的な渋滞が緩和されます。

効果②交通事故削減

見通しの悪い急カーブや急勾配箇所は連続して危険性の高い区間です。急カーブを無くす線形改良により、安全性の向上が期待されます。また、歩行者などは危険な路肩を通行せざるを得ない状況です。自転車歩行者道の設置により、安心して通行できる歩行空間が連続して確保されます。

効果③異常気象時通行規制区間の解消

奈良・大阪の府県境の峠部には、防災対策が必要な急峻な崖が多数存在するため、異常気象時通行規制区間に指定されています。切り立った斜面を改良するなど、災害に強い道路に改良することにより、通行規制区間を回避し、安全かつ円滑な交通を確保します。

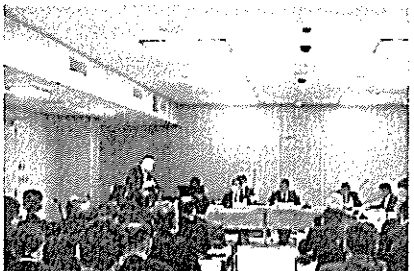


(引用：国土交通省近畿地方整備局)

この事業は国直轄の事業ですが、奈良県は負担金として地方負担額分を払っておりますので、その関わりから質問しました。調査設計における環境調査、文化財発掘調査に取り掛かれるように、国と奈良県、香芝市の3者で協議し、前向きに調整していただいています。発掘調査という専門分野の人出が足りないことが大きな課題です。用地取得が約88%まで進捗しているにも関わらず、未だに工事が着工されていない原因は、京奈和道の発掘調査に人員が取られているため、それ以外の道路整備が進んでいません。人的な課題が浮き彫りになっていますので、その部分に集中的に予算配分して、人材を確保すれば前向きに進むと考えます。前に進まないのであれば民間への委託も選択肢に入れることも問うていきます。国直轄の事業ですので、政府与党の強みを活かし、地元の県議会議員として、力強く予算要望してまいります。



高市早苗大臣と (R5.7.19)



委員会において道路整備状況等について質問 (R5.12.4)

詳しくはホームページにて

あしたか清友

<https://ashifaka-kiyotomo.com/>



各種SNSでも
日々の活動を
発信しています！

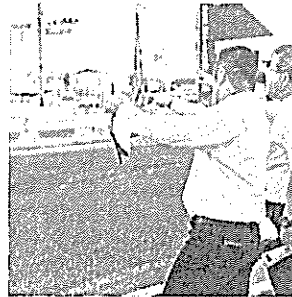
2 国道168号 香芝・王寺道路

県の事業である、国道168号（香芝・王寺道路）香芝市北今市から王寺町島田四丁目交差点までの約3.2kmの区間については、4車線に拡幅し、渋滞緩和、歩行者空間の確保及び地域の活性化、また無電柱化による緊急輸送道路の機能確保を目的として平成18年度に事業化され、1工区（竹田川～志都美駅付近）、2工区（志都美駅付近～大手家電量販店付近）、3工区（大手家電量販店付近～王寺町域）に分けて継続的に事業が実施されています。

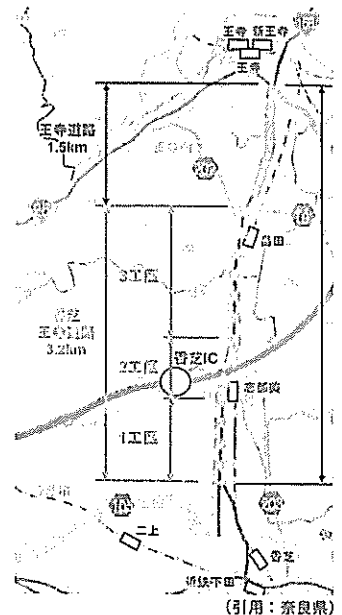
北今市橋から旭ヶ丘団地東入口交差点付近の区間については、見える形で進んでいますが、西名阪自動車道の北側で国道168号より東側のJRの線路付近の地籍調査がまだ出ていません。担当課より、今年度での一般会計当初予算、6月議会での補正予算で、そのエリアの地籍調査が進むように鋭意努力をする旨の答弁をいただきました。

＜事業の効果＞

- ・交通混雑の緩和
- ・交通安全性の向上
- ・地域の活性化
- ・救急救命活動の支援
- ・防災機能の向上



現地視察の様子(R5.8.7)



(引用：奈良県)

3 新知事による予算執行停止について



予算審査特別委員会で知事に質問 (R5.10.3)

山下知事は就任以降、29事業について予算執行を全部停止、または一部停止にすると公表されました。国からの補助金や交付金等、奈良県に入ってくるはずのお金が事業停止により消滅したことになります。その総事業費は約4.730億円を上回ります。しかし、なぜ予算執行査定で事業停止に至ったのかの意志決定過程の説明が不足しています。

どのような比較検討の上、事業停止に至ったのかを明らかにすべきであると考えます。執行停止をするならば、ただ単に停止するだけではなく、新たな代替案を提案すべきです。議会で議論をしながら、関係自治体とも議論しながら、知事が目指す奈良の未来像を県民の皆様に説明する責任があります。

◎ 『少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策』特別委員会

副委員長を拝命しました。少子化対策や女性の活躍促進、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会をはじめとするスポーツ振興対策について議論するだけでなく、働き方改革や健康づくり及びがん対策等、高齢者福祉に関することについても議論します。皆様からいただく意見を政策に反映できるよう全力で取り組みます！



(R5.7.26)



(R5.11.29)

特別委員会では、副委員長として取り組んでいます。

◎ 本会議において

6月議会の本会議では【森林環境贈与税の贈与基準の見直しを求める意見書】案を、12月議会の本会議では、【診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の改定にかかる意見書】案を動議提出し、全会一致で可決賜りました。また、9月議会では初めて【一般質問】をさせていただきました。一般質問の詳細は次号でお伝えいたします。

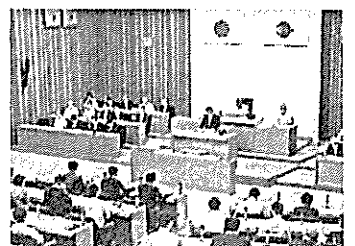
1. 知事の行政運営における説明責任について
2. 県域水道一体化について
3. 子ども達の未来を創るスポーツ施設の整備について
4. 教員の未配置への対策について



一般質問の様子



本会議にて意見書案を動議提出しました。(R5.7.4)



あしたか清友事務所

〒639-0245 奈良県香芝市畑4-103
☎090-5065-8281

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 芦高清友					
年月日	令和6年2月26日他				
表題と発行部数	会派レポート vol.1				
対象者	香芝市				
配布方法	主に新聞折り込み				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	会派レポートのためすべて政務活動				
内容	自由民主党・無所属の会会派としての県政報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書 番号
	新聞折込	読宣	61,039 円	17,900 部×@3.1×消 費税	85
	B4 チラシ印 刷費	池田出版 印刷	56,760 円	8,000 部×@6.45×消 費税	87
	合計 117,799 円 ※100%充当				
備考	添付資料：広報誌「会派レポート vol.1」				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News

Vol.01

奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会
〒630-8501 奈良市登大路MT90 奈良県議会事務局内
TEL0742-27-8952

米田 忠則
よねだだのり
大和高田市

粒谷 友示
つぶたにともし
生駒市

田中 惟允
たなかただみつ
宇陀市・宇陀郡

荻田 義雄
おぎたよしお
奈良市・山辺郡

岩田 国夫
いわたくにお
天理市

中野 雅史
なかのまさ
大和郡山

山本 進章
やまものぶあき
橿原市・高市郡

井岡 正徳
いおかまさのり
磯城郡

乾 浩之
いぬいひろゆき
北葛城郡

西川 均
にしかわひとし
葛城市

川口 延良
かわくちのぶよし
天理市

浦西 敦史
うらにしあつし
吉野郡

小村 尚己
こむらなおき
生駒郡

疋田 進一
ひただしんいち
奈良市・山辺郡

若林 かずみ
わかばやしかずみ
北葛城郡

伊藤 将也
いとうまさ
奈良市・山辺郡

金山 成樹
かなやましげき
桜井市

芦高 清友
あしたかきよとも
香芝市

斎藤 有紀
さいとうゆき
五條市

川口 信
かわくちしん
御所市

永田 恒
ながたゆづる
奈良市・山辺郡

昨年4月の地方統一選挙を経て、奈良県議会の構成も大きく変わり

我々22人は自由民主党・無所属の会を結成いたしました。

知事に迎合することなく、是々非々の姿勢で対峙できる会派として

奈良県政の発展に向けて県民目線で、より良い政策を提案してまいります。

令和5年度予算執行査定について

山下知事は就任直後の令和5年6月12日、今年度の予算のうち大規模広域防災拠点の整備などを含む29の事業について、全部または一部の執行を取りやめることを発表しました。このことにより将来的に4,730億円を削減できる見通しとのことです。

執行を中止した各事業は本当に必要ないものなのでしょうか。どのような根拠により中止の判断に至ったのでしょうか。事業を実施しないことによりどのような問題が残されるのでしょうか。また、その問題への対応をどのように行うのでしょうか。中止により奈良県の財政負担はいくら軽減され、他事業に当てることができるのでしょうか。(例えば、今年度削減分の73.5億円のうち奈良県負担額は35.7億円です。また、大規模広域防災拠点については国が

事業費の7割を負担することとなります。)

このような疑問に対する答えがないままに事業の中止を受入れることはできません。

執行を取りやめるとされた各事業は、いずれも選挙前の3月に議会の審議を経て予算執行が認められたものばかりです。選挙を経て知事が代わり、政策の方針が変わったからと、議会の審査を経ずに簡単に予算執行を停止してしまっているのでしょうか。

本来ならば減額補正予算を議会に諮り、議会の熟議を経て判断するべきではないでしょうか。

このような考えのもと、我々は6月以降の定例議会に臨んでまいりました。

今後とも我々の取組みも含め、奈良県政の動きを注視して頂きますようよろしくお願いいたします。

奈良県の防災体制は大丈夫か？

五條市に計画されていた大規模防災拠点の整備事業は、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて、奈良県中南部だけでなく、紀伊半島全体の防災体制の強化を目的としたものです。

山下知事は既存の広域防災拠点や学校等の地域の施設、さらには県外の空港を活用することにより、大規模災害への対応が可能との判断により事業を中止しました。

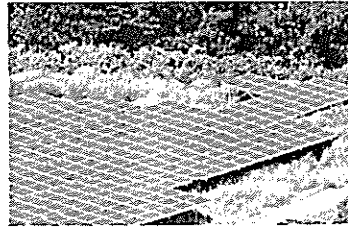
国が平成 26年 3月に策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」では、都道府県が自衛隊等の集結拠点、SCUを有する医療拠点、物資の輸送拠点となる広域防災拠点を確保することとなっています。奈良県の広域防災拠点は 9箇所あるものの、各拠点施設の機能が十分なものが疑問があります。

1月1日に起こった能登半島地震の被災状況を踏まえれば、現状のままでは奈良県の防災体制は不十分であり、特に県南部の防災機能の強化に向けた新たな広域防災拠点の整備が必要であると考えます。そこで、早急に県の防災体制を検証し、不足する機能や施設を明らかにし、現行の広域防災拠点の整備計画を必要に応じて見直するとともに、奈良県地域防災計画に位置づけつつブラッシュアップするよう求めてまいります。

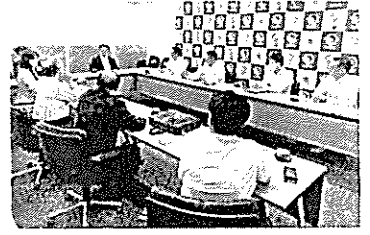
1月 24日に突如、事業計画区域内にメガソーラーの設置が発表され、用地確保に協力した地元からは憤りの声が上がっています。



▲会派のメンバーで現地視察を行いました。



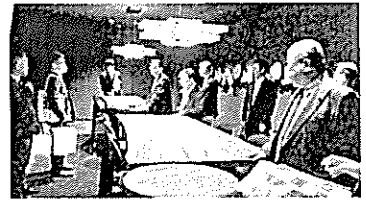
▲メガソーラー ※イメージです



国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設は確保できるのか？

令和 13年に奈良県において国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が開催されます。当大会開催に向けて現在、橿原市での陸上競技場、アリーナの建設、田原本町での球技場の建設、川西町でのテニスコートの建設などが計画されていましたが、山下知事はこれらの事業を中止。基本的には新たな施設は整備せず、既存施設の改修により対応する、対応できない部分は他府県に協力を求めるという方針を打ち出されました。しかし、県内のスポーツ施設については、前回の国民体育祭(わかかさ国体)に向けて建設された施設

が多く、老朽化が進んでいるとともに、バリアフリー化ができていない、冷暖房設備がないなど時代ニーズに合わない施設も多いのが現状です。国民スポーツ大会をスポーツ振興の契機とすることが重要であり、特に大会開催に合わせてスポーツ施設の更新・整備を行い、スポーツ環境を質・量ともに向上することが期待されることです。我々は引き続き、将来のアスリートのための投資を惜しまないという姿勢で、令和 13年までに奈良県のスポーツ環境をレベルアップすることを求めてまいります。



▲常任委員会で令和 6年第 1 回国スポ大会で使用される SAGA アリーナ(佐賀県)の視察を行いました。

大和平野中央田園都市構想も中止！取得済みの事業用地をどうする？



▲会派で大和平野中央田園都市構想の現地視察を行いました。

大和平野中央田園都市構想は、三宅町、川西町、田原本町の 3 町において、産業力強化、雇用創出、健康増進などを目的とした、工科大学の建設、スポーツ施設の建設などを含む構想です。これまで有識者の意見を取入れながら、地元と連携・協力して議論を積み上げて構想を取りまとめるとともに、用地取得を進めてきました。山下知事は、新たな大学の設置事業、及びスポーツ施設の建設事業を中止しました。いずれも構想の中心となる事業であり、3 町の今後のまちづくりに大きな影響を与えることとなります。

知事が代わると政策の方向性が変わることは否定しませんが、市町村と連携して進める場合は、選挙の都度、抜本的な方針変更があるようでは、長期的な視点に立ったまちづくりはできません。今般、田原本町内の用地に自動車免許センターを移転する方向性が示されたところですが、今後とも、三宅町、川西町の取得済みの用地について、協力された地権者の想いも含め、地元の意見を十分に伺いながら、県の取組を質し、より良い事業を提案してまいります。

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 芦高清友					
年 月 日	令和5年8月22日				
表題	あしたか清友 公式サイト				
対象者	県民				
開設目的	政治活動の発信や要望を集めるため				
按分率の説明	プロフィールや寄付、後援会等のお願いを除き50%とした				
内容	ブログで県政報告の発信やお問合せフォームにより要望の収集				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	HPサーバー・ドメイン料	First Step	11,000円		105
合計 11,000円 ※ 50%充当 5,500円 (振込手数料含む)					
備考	ホームページアドレス : https://ashitaka-kiyotomo.com/ 添付資料 : 保守契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

WEB サイト保守契約書

あしたか清友事務所（以下「委託者」という）と■■■■■（以下「受託者」という）とは、本契約第1条第1項に定める WEB サイトを受託者が保守管理することその他合意した業務（以下「保守業務等」という）に関して、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（適用範囲）

- 1 本契約の対象となる「WEB サイト」とは、次に定めるアドレス上のものとする。
<https://ashitaka-kiyotomo.com/>
- 2 WEB サイトに関するドメインおよびサーバーの維持のための第三者との手続きについては、受託者の責任と負担で行うものとする。

第2条（業務内容・対応時間）

- 1 本契約において、受託者が委託者に対して提供する保守業務等は次の通りとする。

（1）サーバーの管理

WEB サイトを構成するコンテンツ、プログラムおよびデータベースを格納したサーバー（仮想マシンを含む）の障害・不具合・トラブルの原因調査を行なうこと。

（2）CMS バージョン管理

委託者が WEB サイトのために既に導入しているコンテンツマネジメントシステム(CMS)のバージョン変更があった場合に当該バージョンのダウンロード作業を行なうこと。但し、WEB サイトに適合させるための CMS プログラムを変更することは除くものとする。

（3）CMS の利用に関する相談

委託者からの CMS の操作もしくは運用方法、または技術的な問い合わせへの対応を行なうこと。

（4）WEB サイト運営上の問題や要望に関する相談

WEB サイトを運営するに際して委託者が抱いた問題点や要望事項を受託者が聞き取り、改善提案を行なうこと。但し、保守業務等に含まれない改善提案の実行は除くものとする。

（5）WEB サイトの更新・修正

本契約締結時点で公衆送信済みのコンテンツ（以下「既存コンテンツ」という）につき、委託者の依頼に基づき、既存コンテンツの更新・修正を行うこと、および既存コンテンツデータを公衆送信用サーバーへの転送（アップロード）作業を行うこと。

第3条（契約期間）

本契約の有効期間は令和5年1月1日から令和5年12月31日までとする。但し、本契約終了の30日前までに書面による異議を申し出なかった場合、本契約は同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第4条（報酬）

1 委託者が受託者に支払う、本契約第2条第1項に定める業務に対する1年当たりの報酬は、1万円（消費税別）とする。なお、報酬額に、保守業務等を遂行することに付随して第三者に対して支払う必要のある実費（サーバーの設定維持費用、ドメイン更新・維持費用、SSL証明書発行等に要する費用など）を含むものとする。

2 本契約第2条第1項に定める業務内容を超過する場合、または本契約第2条第1項に含まれない業務については、別途協議し報酬額を定めるものとする。

3 委託者は、前2項に定める報酬につき、本契約の有効期間満了日締め翌月末日までに受託者の指定する口座に振込んで支払うものとする。なお、報酬の支払に必要な振込手数料は、委託者の負担とする。

第5条（保守業務等に含まれない業務）

1 委託者および受託者は、次に定める業務および本契約第2条第1項に定めていない業務が本契約の対象外であることを確認する。なお、本契約の対象外となっている業務について、委託者が受託者に対して依頼を行う場合、別途協議し合意の上、契約を締結するものとする。

- ・WEBサイト（当該WEBサイトを構成するプログラムおよびシステムを含む。以下、本条では同じ）以外の改修および保守
- ・WEBサイトに関連しない問い合わせ
- ・インフラ関連開発（クラウド環境上でのVPN構成等のネットワーク関連作業、サーバー環境構築など）
- ・インフラ関連保守（データやデータベースのバックアップ作業、サーバー障害・復旧対応、サーバー監視業務）
- ・WEBサイト運用における定常的な監視
- ・稼働環境や閲覧環境（OSのバージョンアップやブラウザのバージョンアップ）の変化・変更による不具合の調査および修正
- ・WEBサイトに対する新規システムの導入または外部システムとの連携
- ・外部サービス（CMS業者など）への問合せ対応
- ・サーバーログ解析作業
- ・WEB広告の運用
- ・WEBサイトの翻訳（日本語を外国語に翻訳すること、外国語を日本語に翻訳する

ことの両方を含む)

第6条 (納品および公開)

- 1 受託者は、既存コンテンツの更新・修正業務の終了後、完成したコンテンツを公開し、その旨委託者に通知する。
- 2 委託者から受託者に対して修正の要求がある場合は、文書（電子メールを含む）にてこれを受託者に通知するものとする。受託者は、当該文書を受領後速やかに修正の作業を行う。その後の取扱いは、前項に準ずるものとする。

第7条 (瑕疵担保責任)

- 1 前条に定める検査では発見することが困難であった仕様との不一致（以下「瑕疵」）が納品完了後に発見された場合、双方協議の上対応方法を検討する。

第8条 (禁止行為)

委託者は、次の各号の行為を行ってはならない。

- ①サーバーに著しく負荷を掛けるようなコンテンツの掲載
- ②サーバー経由でのスパムメール、迷惑メールの送信
- ③第三者の著作権・商標権等の知的財産権、財産権、肖像権等の権利を侵害するコンテンツの掲載あるいは法令に違反するコンテンツの掲載
- ④誹謗中傷、営業妨害、名誉毀損等に該当するコンテンツの掲載

第9条 (免責)

受託者は、次の各号につき、一切の責任を負わないものとするに委託者は合意する。

- ①委託者の故意・過失による画像、動画、イラストまたはコンテンツの毀損
- ②テスト環境を含むサーバーに対するメンテナンス等の理由により、一時的に閲覧できない状態になること
- ③電気通信網の遮断その他不具合による情報授受が不可能または不完全となること
- ④CMS サービス提供会社によるサービス内容の変更・廃止に伴うWEBサイトへの悪影響
- ⑤第三者が権利を有するシステムまたはサービス内容の廃止・変更に伴うWEBサイトへの悪影響
- ⑥受託者が委託者に対して行った改善提案による絶対的な効果保証
- ⑦WEB サイトに対して来る閲覧者からのクレーム
- ⑧委託者が受託者に提供した情報に基づき制作したコンテンツ公開による、第三者から訴えの提起

第10条（解除）

委託者および受託者は、相手方に次の各号のいずれか一つに該当する事由が生じたときは、相手方に通知することなく本契約を直ちに解除することができる。

- ①差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または会社更生手続および民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら会社更生手続、民事再生手続の開始もしくは破産申し立てをしたときまたは第三者からこれらの申立てがなされたとき
- ②資本減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき
- ③公租公課の滞納処分を受けたとき
- ④その他前各号に準ずる信用の悪化と認められる事実が発生したとき

第11条（契約の終了）

委託者および受託者は、契約期間の満了または解除により本契約が終了したとき、速やかに債権債務を清算しなければならない。

第12条（損害賠償）

委託者および受託者は、本契約に違反して相手方に損害を与えたとき、その損害を賠償するものとする。但し、受託者の賠償額は、委託者が受託者に支払った報酬額を上限とする。

第13条（再委託）

受託者は、本サービスに関する業務の一部または全部を第三者に委託することができるものとする。なお、受託者は当該第三者に対し、選任監督義務を負うものとする。

第14条（不可抗力）

本契約の履行がストライキ・ロックアウト等の労働争議・暴動・火災・天災・公衆回線等通信回線の不通・異常・故障等・行政機関の措置・その他の合理的支配を超えた原因によって不可能となりもしくは遅延した場合、委託者および受託者は、相手方に対し損害賠償その他の責めに任じないものとする。

第15条（権利の譲渡および質入）

委託者および受託者は、互いに相手方より事前に記名押印した書面による同意を得ることなく、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならない。

第16条（誠実協議）

本契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、当事者誠意をもって協議のうえその解決に努めるものとする。

第17条（合意管轄裁判所）

本契約に関する委託者受託者間の紛争については、受託者の所在地を管轄する地方または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、委託者および受託者が署名（記名）の上、各1通を保有する。

2023年8月1日

委託者：奈良県香芝市畑4丁目103

あしたか清友

受託者：

First Step

代表

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 芦高 清友

年 月 日	令和5年11月30日他				
表題	ボネクタ議会・政務活動				
対象者	県民				
開設目的	政治活動の発信や要望を集めるため				
按分率の説明	HPと同率按分とした				
内容	ブログで県政報告の発信、全国地方議員勉強会のアーカイブ、地方議会議事録横断検索機能、世論調査メールマガジンで地方議員に何を求められているかを把握し、政務活動、議会活動に活用				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ボネクタ議会・政務活動プラン11月分	イチニ株式会社	11,682円	月額定額	56
	ボネクタ議会・政務活動プラン12月分	イチニ株式会社	11,682円	月額定額	66
	ボネクタ議会・政務活動プラン1月分	イチニ株式会社	11,682円	月額定額	75
	ボネクタ議会・政務活動プラン2月分	イチニ株式会社	11,682円	月額定額	89
	ボネクタ議会・政務活動プラン3月分	イチニ株式会社	11,682円	月額定額	96
	合計 58,410円 ※50%充当 29,205円				
備考	添付資料：金額、内容のわかるもの https://vonnector.jp/gikai/				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

料金について

政治活動部分と政務活動動部分を整理し、料金も切り分けました。

プラン	料金	政治活動費分 (実質負担額)	政務活動費充当可能分 <small>※按分比率等により変更</small>
都道府県	11,800円(税抜)	1,180円(税抜)	10,620円(税抜)
政令指定都市	11,800円(税抜)	1,180円(税抜)	10,620円(税抜)
特別区	8,300円(税抜)	830円(税抜)	7,470円(税抜)
中核市	8,300円(税抜)	830円(税抜)	7,470円(税抜)
一般市	6,400円(税抜)	640円(税抜)	5,760円(税抜)
町	3,900円(税抜)	390円(税抜)	3,510円(税抜)
村	3,900円(税抜)	390円(税抜)	3,510円(税抜)

— その他オプションメニュー —

更新作業代行サービス

月額 12,000円 ～ ※複数プランあり

広報広聴仕様のネット広告

パナー画像・YouTube動画・SNS配信
サブスクプラン、スポット広告も

Vonnector (ポネクタ) 利用規約

イチニ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社所定のツール及び方法を用いて当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」に会員（第1条に定義されます。）が自己の専用ページをもち、これを通じてネット上で有権者となつたことを可能にする当社のサービスについて、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。本サービスを利用する場合には、本規約に必ずご同意下さい。

本規約は、会員（第1条に定義されます。）として登録された者と当社との間に生ずる権利義務関係を定めることを目的とします。会員が本規約に同意し、第3条に定める会員登録を完了することにより、当社との間に本規約（第1条に定義されます。）が成立します。

第1章 総則

第1条（定義）

本規約においては、用語を次のとおり定義します。

- ① 「本サイト」とは、当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」をいひ、以下に定義される「会員ページ」を含みます。なお、「選挙ドットコム」は、当社の商標です。
- ② 「会員ページ」とは、当社が指定した本サイト上の当該会員専用ページをいひます。
- ③ 「本サービス」とは、当社が提供する Vonnector (ポネクタ) という名称が含まれるサービスをいひます。本サービスの詳細は、本サイト上 (<http://www.vonnector.jp/>) に掲載されます。
- ④ 「政治家」とは、公職選挙法第28条の2における「公職の候補者等」をいひます。
- ⑤ 「会員」とは、本サービスを利用するために本サイト上で政治家登録を行った政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体をいひます。
- ⑥ 「提携先」とは、当社が政治家に関する情報の掲載又は提供について提携している企業等をいひます。
- ⑦ 「第三者」とは、当社及び当該会員以外のすべて者をいひます。「第三者」には、他の会員、提携先、Facebook・X等の管理・運営者、提携先のサイトの利用者、SNSのサイトの利用者（但し、これらに限定されません）が含まれます。
- ⑧ 「アカウント」とは、当社が会員に対して発行するID及びパスワードをいひます。
- ⑨ 「機器等」とは、会員が本サービスを利用するために必要な機器、設備、ソフトウェア、通信手段等をいひます。
- ⑩ 「登録情報」とは、氏名、名称、住所、電話番号、メールアドレスその他当社が会員に登録を求めている情報をいひます。
- ⑪ 「掲載情報」とは、会員が本サービスを利用して会員ページに掲載した（当社に掲載を依頼した場合を含みます）情報（文章、写真、静止画、動画、音声等を含みます。以下同じ。）のすべてをいひます。会員は、本規約に使い、かつ、当社が別途定める方法及び条件により、会員の略歴、プロフィール、政治活動情報・実績、政策、有権者へのメッセージなど、会員に関する情報を会員ページに掲載することができます。
- ⑫ 「本規約」とは、本規約を契約条件として当社及び会員との間で締結される、本サービスの利用規約を指します。

第2条（本規約の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できるものとします。本規約が変更された後の本規約は、変更後の本規約が適用されるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき

- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を会員に通知、本サービス上への表示その他の当社所定の方法により会員に周知するものとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に会員が本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内に会員が解約の手続きをとならなかった場合、当該会員は本規約の変更に同意したものとします。

第3条（会員登録）

1. 会員は、当社が定める方法に従って、（本サービスに複数のプランがある場合）本サービスにおけるプランを選択した上で会員登録を行い、アカウントを利用することにより、選択したプランに応じた条件の下、本サービスを利用することができます。会員は、会員登録申込時に政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体である者に限定されますが、これが虚偽であった場合は当該地位を喪失した場合であっても、当該会員は、これをもって本規約の効力に主張することは一切できません。
2. 会員は、当社が会員登録の申込みを承諾し、会員登録が完了したときに、本規約が成立し、会員資格を取得します。なお、当社は会員登録の申込みを当社の裁量において拒否することができ、その理由については公開しないことができます。
3. 会員は、登録情報のすべての項目に関して、虚偽の情報を提供してはならないものとします。
4. 会員は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに当社所定の変更手続きを行うものとします。
5. 会員は、前項の届出を怠った場合、本規約に基づく利益を受けられないことがあることとあらかじめ同意します。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
6. 当社が会員登録時及び登録情報変更時に会員から取得した個人情報、当社の個人情報保護方針に基づいて取り扱うものとします。

第4条（アカウントの管理）

1. 会員は、アカウントの不正使用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任を負うものとします。
2. 会員は、自ら指定した政治団体へのみアカウントを貸与することができ、当該政治団体はその政治活動の一環として本サービスを利用することができます。
3. 会員は、アカウントを第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買、買入れ等をし、又は使用させてはなりません。
4. 会員は、アカウントを第三者に使用させてはなりません。
5. 会員ページへのアクセスのために送信されたID及びパスワードが会員のアカウントとして登録されたものである場合には、当社は、当該アクセスを当該会員によるものとして取り扱います。当社は、アカウントの不正利用、不十分な管理又は利用上の誤りにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
7. 会員は、アカウントが第三者に利用された場合、又はそのおそれがある場合、当社に直ちにその旨を連絡するものとします。

第5条（本サービスの料金）

1. 本サービスの料金及びその支払方法は、当社が別途定め、本サイト上 (<http://www.vonnector.jp/>) に掲載されます。
2. 当社は、本サービスの内容、料金その他の条件を変更すること、及び、本サービスについて新たに有料サービスを提供することができます。
3. 会員が、本サービスのうちその所屬・地位（立候補予定を含む。）に応じて料金が決定される有料

サービスを利用している場合で、当該有料サービス（以下「変更前サービス」とする。）の利用期間中に一定の議決権に立候補をした等によりその地位が変動し、変更前サービスよりも高い金額の料金体系の有料サービス（以下「変更後サービス」とする。）の対象となる地位に該当することとなった場合、当該地位の変動があった日（選挙の場合は立候補した選挙の公示日とする。）の属する月（以下「地位変動月」とする。）から、変更前サービスの利用を終了し、変更後サービスの利用が開始されたものとみなす。）から、変更前サービスの料金を支払うものとする。

4. 前項の場合、会員は、当該地位の変動を遅滞なく当社に通知することとし、次の各号に定めるとおり、変更前サービスと変更後サービスの料金の差額を支払うものとする。

- (1) 会員が変更前サービスの料金について 12 か月分を一括して支払い済みである場合
会員は、当社に対して、地位変動月から変更前サービスの 12 か月目までの変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとする。
- (2) 会員が変更前サービスの料金について月ごとに支払いをしている場合
会員は、当社に対して、地位変動月について、変更前サービスの料金を既に支払っていた場合には、当該月における変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとする。この場合は地位変動月の翌月から、地位変動月について変更前サービスの料金の支払いが未了の場合は地位変動月の翌月から、変更後サービスの料金を月ごとに支払うものとする。
5. 前項の差額の支払いには、当該地位の変動があった日から 7 日以内に、第 1 項に定める方法で支払うものとする。
6. 当社は、会員が本条の義務を怠ったときは、本サービスの利用を停止することができるものとする。

第 6 条 (契約期間)

1. 本契約の有効期間（以下「契約期間」といいます。）は、会員登録から [1 年間] とします。ただし、当該期間満了の [2 週間前までに] 会員から当社に対し登録抹消の申請がない限り、当社から会員に対し一切通知を要することなく、本契約は同一条件・同一期間において自動更新されるものとする。
2. 会員が契約期間の途中でその登録を抹消された場合（自ら登録抹消を申請した場合を含みます。）、当該会員は契約期間内の料金支払いを拒絶できず、また、当社は当該会員に対し受領済みの料金の返金をせず、登録抹消による損害について一切責任を負わないものとする。

第 7 条 (会員資格の取り消し)

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の警告をすることなく、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとする。
 - (1) 会員登録をした者が実在しない場合
 - (2) 本人でないことが判明した場合
 - (3) 過去に会員資格を取り消されたことがある場合
 - (4) 会員登録の際の記載事項について、虚偽の記載が判明した場合
 - (5) 現職の国会議員若しくは地方議会議員、又は、国会議員立候補予定者若しくは地方議会議員立候補者でなくなった場合
 - (6) 当社が不適当と判断する団体等に所属する者であることが判明した場合
 - (7) 反社会的勢力に所属する者であることが判明した場合
 - (8) 当社又は第三者に損害を与えた場合又はそのおそれがある場合
 - (9) 第 16 条に定める掲載禁止行為を行った場合
 - (10) 第 17 条に定める掲載禁止情報を掲載した場合
 - (11) 本規約に違反した場合
 - (12) 金融機関から取引停止処分を受けた場合、又は手形交換所から不渡処分を受けた場合
 - (13) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立て、担保権実行、又は公租公課の滞り処分な

どを受けた場合

- (14) 破産、自己破産、特別清算、特別清算、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始等の申し立てをなし、又は第三者からこれら申し立てを受けた場合
- (15) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取り消しの処分を受けた場合
- (16) 事業の全部若しくは重要な一部を譲渡し、又はその決議をした場合
- (17) 事業の停止若しくは廃止（休眠を含みます。）、又は解散の決議をした場合
- (18) 信用状態若しくは財産状態の悪化、又はそのおそれがあるものと認められる相当の事由が生じた場合

- (19) その他、当社が会員として不適切と判断した場合
2. 前項により会員資格を取り消された場合、会員登録は抹消されます。
3. 当社は、会員資格の取り消しにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとし

第 8 条 (会員資格の喪失)

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員資格を喪失するものとする。
 - (1) 前条により会員資格を取り消された場合
 - (2) 会員自ら会員登録の抹消を申請した場合
 - (3) 当社が本サービスに係る事業を休止、廃止等した場合
 - (4) 会員（個人の場合）が死亡した場合（この場合、本規約に基づく権利・義務は死亡と同時に消滅し、相続人には相続されないものとする。）
 - (5) 会員（法人、団体の場合）が解散、清算等により消滅した場合
 - (6) 上記のほか、当社が会員資格を喪失させることが適切と判断した場合
2. 前項に基づき会員資格を喪失した場合、会員登録は抹消されます。
3. 当社は、会員資格の喪失により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとする。

第 9 条 (会員登録の抹消)

1. 会員は、当社が指定する手続に従って会員登録の抹消申請をすることにより、会員登録を抹消することができず。
2. 前項により会員登録が抹消された場合、当該会員は、登録抹消と同時に会員資格を失います。
3. 第 1 項による会員登録抹消のほか、会員資格の取り消し又は会員資格の喪失によっても会員登録は抹消されます。
4. 当社は、会員登録抹消の日から 30 日経過した後に、当該会員のアカウントを削除いたします。
5. 掲載情報の取扱いには、会員登録抹消後も第 10 条の定めに従うものとする。

第 10 条 (利用許諾)

1. 会員は、掲載情報について、当社及び当社が指定する第三者に対し、次の利用を無償で許諾（再利用許諾権を含みます。）するものとする。
 - (1) 掲載情報を複製、転載、譲渡、貸与、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること
 - (2) 掲載情報を他の情報商材と組み合わせて、複製、転載、譲渡、貸与、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること
 - (3) 掲載情報をデータベース等に格納し、検索・閲覧に供すること
 - (4) 第三者に対し、前 3 号の利用を再許諾すること
2. 前項に基づき掲載情報が掲載等される媒体（以下総称して「掲載媒体等」といいます。）を含みます。印刷物など）その他すべての媒体（以下総称して「掲載媒体等」といいます。）を含みます。
3. 会員は、当社及び第三者による掲載情報の利用について、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとし、また、会員は、掲載情報に第三者が権利を有するテキスト、画像等の著作物が含まれる場合には、当該第三者に著作権者人格権を行使させないよう

ものとしします。

第 11 条 (広告の掲載等)

1. 当社及び当社所定の第三者は、掲載情報が掲載等されている掲載媒体等に当社又は第三者の広告を掲載、表示又は配信することができます。
2. 前項の広告から生じる収益のすべては当社又は第三者に帰属し、会員には分配されません。

第 12 条 (提携先)

1. 本サービスは、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等を約束するものではありません。提携先との契約が変更され又は終了することにより、当該提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等ができなくなることがあります。また、提携先のサイト等に掲載できる情報が、現職の国会議員に関する情報に限定されるなど、掲載できる情報が限定される場合があります。
2. 当社は、当社の判断により、提携先の変更（提携の解除、新たな提携を含みます。）をすることができます。
3. 当社は、当社の判断により、掲載情報を提携先のサイト等に配信、掲載等かどうかを決定することができます。また、掲載情報の配信、掲載等を停止することができます。
4. 当社は、前 3 項に定める提携先の変更、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等の不能、停止等により生じた損害について、一切責任を負わないものとしします。
5. 当社が、会員に対し、提携先のサイト等に掲載されている掲載情報の更新を求めた場合には、会員は、速やかに当該掲載情報の更新を行うものとしします。

第 13 条 (保証)

1. 会員は当社に対し、本サービスを政治家等としての活動等の事業を目的として利用し、本契約において自ら「事業者」（消費者契約法第 2 条第 2 項）であることを保証します。
2. 会員は当社に対し、第 10 条第 1 項に定める利用許諾をするために必要な正当な権限を有していること、及び、第三者との間で、同項に定める利用許諾に基づく当社の利用を制限し、又は妨げる契約その他の合意をしていないことを保証します。
3. 会員は当社に対し、掲載情報が第三者の著作権等の一切の権利および人格的利益を侵害するものでなく、適法なものであることを保証します。

第 14 条 (掲載等の中止)

1. 当社は、当社の判断により、いつでも掲載情報の掲載、配信その他の利用を中断、中止等することができます。
2. 当社は、前項の中断、中止等に対していかなる責任も負わないものとしします。

第 15 条 (第三者からの問い合わせ、クレーム等)

1. 会員は、当社が掲載情報に関する第三者から問い合わせを受けた場合には、当社に対し、回答、情報の提供その他の協力をするものとしします。
2. 会員は、当社が掲載情報に関する第三者からクレーム、主張、請求、異議等を受けた場合には、自己の責任と費用においてこれを処理解決するものとしします。

第 16 条 (禁止行為)

1. 会員は、次に掲げる行為（以下「禁止行為」といいます。）をしてはならないものとしします。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (3) 当社又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (4) 当社若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又は当社若しくは第三者の名誉若しくは信譽を毀損する行為

(5) 詐欺等の犯罪及び犯罪に結びつく行為、又はそのおそれのある行為

(6) 当社又は第三者のデータ等を、改ざん、消去等する行為

(7) 自分以外の者の個人情報により登録手続を行う等、他人又は実在しない人物になりますます行為

(8) 会員登録申請フォーム等に虚偽の事項を記載する行為

(9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラムやコード等をアップロード、投稿若しくは送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為

(10) 当社の運営を妨げ、又は当社に不利益を与える行為

(11) 日本国若しくは外国の法令に違反する、又は違反するおそれのある行為

(12) 次条に定める掲載禁止情報を掲載する行為

(13) 前各号の他、本規約又は公序良俗に違反する行為

(14) 前各号のいずれかにかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます）を助長する目的の行為

(15) 前各号の他、当社が不適切と判断する行為

2. 当社は、前項各号のいずれかにかに該当する行為が行われた場合、当該行為を行った会員に対して何らの予告なく、会員資格の取り消しなどの措置を講じることができるものとしします。

3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとしします。

4. 会員は、第 1 項各号の禁止行為を行ったことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとしします。また、会員は、第 1 項各号の禁止行為を行ったことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとしします。

第 17 条 (掲載禁止情報)

1. 会員は、会員ページ、本サイト、提携先のサイト等（以下「会員ページ等」といいます。）に、以下のいずれかにかに該当する、又はそのおそれがある情報（以下「掲載禁止情報」といいます。）を掲載してはならないものとしします。
 - (1) 当社又は第三者の財産、信用、名誉等を毀損し、又はプライバシーを侵害する情報
 - (2) 当社又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害する情報
 - (3) 当社又は第三者に対する誹謗中傷又はいやがらせを目的とする情報
 - (4) 連鎖販売取引等のネットワークビジネスを勧誘又は助長する情報
 - (5) 強引に取引を勧誘することを目的とする情報
 - (6) 犯罪を勧誘又は助長する情報
 - (7) 公序良俗に反する情報
 - (8) 公職選挙法に抵触するおそれのある情報
 - (9) 法令の定め違反する情報
 - (10) 虚偽の情報
 - (11) その他、本サービスの趣旨・目的に反する、又は本サービスの円滑な運営を妨げると当社が判断する情報
2. 当社は、会員ページ等に掲載禁止情報が掲載された場合、当該情報を掲載した会員に対して何らの予告なく、当該情報の内容の変更・削除又は会員資格の取り消しを行うなどの措置を講じることができるものとしします。
3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとしします。
4. 会員は、掲載禁止情報を会員ページ等に掲載したことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとしします。また、会員は、掲載禁止情報を

会員ページ等に掲載したことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含む。）を賠償するものとします。

第18条（免責）

1. 当社は、次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。

- (1) 会員ページ等及び会員ページ等に係るシステム・設備等（以下総称して「システム等」といいます。）に本契約の内容との不適合（以下「契約不適合」といいます。）がないこと
 - (2) システム等に契約不適合が発見された場合に、当該契約不適合が修正されること
 - (3) システム等が会員の特定の目的又は用途に適合すること
 - (4) システム等へのアクセスが正常に行われること
 - (5) システム等が第三者の権利を侵害しないこと
 - (6) 掲載情報が有効に保存されること、又は、消失若しくは毀損しないこと
 - (7) システム等の契約不適合、障害、使用不能、使用停止・中断・中止等の状況において、データ又は情報の消失、毀損又は破損がないこと、使用機器（ハードウェアとソフトウェアの両方を含みます。）が故障しないこと、及び、プログラムの設定が破損しないこと
 - (8) システム等又は本サービスに関する問い合わせ等に対し、一定の時間内に応答すること
 - (9) その他当社が明示的に保証していない事項
2. 当社は、掲載情報が消失、毀損又は破損したことにより会員に生じた損害について一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、会員による本サービスの利用の結果について、一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、本規約に明示的に規定されている場合を除き、いかなる保証もせず、また、いかなる責任も負わないものとします。
5. 会員は、法令の範囲内で本サービスをご利用ください。本サービスの利用に際して会員が日本又は外国の法令に触れた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。当社は、天災、地震、火災、ストライキ、通商停止、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、一切の責任を負わないものとします。
6. 本サービスの利用に際し、会員が他の会員との間でトラブル（本サービス内外を問いません。）にわたった場合でも、当社は一切の責任を負わないものとし、会員間のトラブルは、当該会員が自らの費用と負担において解決するものとします。

第19条（利用環境の整備）

1. 会員は、自己の責任と費用において本サービスの利用に必要な機器等を準備するものとします。また、本サービスの利用に必要な通信費用その他一切の費用は、会員の負担とします。
2. 当社は、機器等の不具合による本サービスの利用障害について、一切責任を負わないものとし、また、

第20条（第三者との紛争）

会員は、本サービスの利用又は掲載情報に関して、第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員と第三者との間で生じた紛争等により、当社が損害を被った場合、会員は当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第21条（知的財産権）

1. 本サイト（会員ページを含みます。）中の情報その他のものに係る著作権及びその他の知的財産権は、掲載情報に係る著作権を除き、すべて当社又は当社にその利用を許諾した権利者に帰属し、

会員は、それらを無断で複製、転載、譲渡、貸与、改変、翻案、翻訳、編集、配信、公衆送信（送信可能化を含みます。）等してはならないものとします。

2. 掲載情報の著作権は、当該会員その他の既存の権利者に留保されるものとします。

3. 会員が本サービスを利用することにより第三者の知的財産権を侵害した場合であっても、当社は、当該第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

4. 会員は自ら著作権等の必要な知的財産権を有するが、又は必要な権利者の許諾を得た情報のみ、会員ページ等に掲載するものとします。なお、掲載情報に関し、第三者の権利侵害等の問題が発生した場合、会員は、自己の責任と費用において当該問題を解決するものとします。

第22条（本サービスの提供の中断・停止）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。但し、当社が緊急を要しないと判断した場合に、本サイト上に掲示するなど、当社が適当と判断した方法により、会員に予告します。

- (1) システム等の保守・点検を行う場合
 - (2) システム等の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合
 - (3) システム等の障害対策、修理、修復等を行う場合
 - (4) 火災、停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議その他の非常事態により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合
 - (5) 電気通信業者が電気通信設備の提供を中止する場合
 - (6) 電気通信事業者で定める重要通信を確保するために必要な場合
 - (7) その他、当社が、運用上又は技術上、本サービスの提供の中断又は停止が必要であると判断した場合
2. 前項の中断又は停止により、会員又は第三者に生じた損害について、当社は、一切責任を負わないものとします。

第23条（本サービスの変更又は廃止）

1. 当社は、会員への予告なく、本サービスの全部又は一部を変更又は廃止することができるものとします。
2. 当社は、前項の変更又は廃止により、会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第24条（公的機関への情報の提供）

当社は、当社の権利、財産の保護及び第三者の生命・身体又は財産の保護等の目的から必要があると判断した場合、掲載情報を裁判所や警察等の公的機関に開示・提供することができるものとします。

第25条（個人情報取扱い）

1. 当社は、本サービスの運営において、当社が定める「個人情報保護方針」に従い、個人情報を取り扱うものとします。
2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（「プロバイダ責任制限法」）に基づき請求があった場合、会員の個人情報を開示することがあります。

第26条（広告宣伝メールの配信）

当社は、本サービスに関する広告、宣伝等のメールを登録された会員のメールアドレス、FAX番号、住所等に配信・送付することができるものとし、会員は、あらかじめこれに同意します。

第27条（当社からの通知）

1. 当社は、本サイト上での提示、電子メールの送信、文書の送付（FAX 送信を含む。以下同じ。）その他当社が適当と判断する方法により、会員に対し、随時当社が必要と判断する事項を通知することができます。

2. 通知される事項は、当社が本サイト上での提示、電子メールの送信又は文書の送付により行った場合は、当社が本サイト上に提示し、電子メールを送信し、又は文書を送付した時点からその効力を生じるものとします。

第 28 条（損害賠償）

1. 会員は、本規約に違反し当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償しなければならないものとします。
2. 当社は、当社の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、会員に対し、一切責任を負わないものとします。
3. 前項により当社が責任を負う場合であっても、当社の損害賠償額は、損害発生日から直近過去 1 年間に当社が当該会員から現実に乗用した本サービスの料金の累積総額を上限とします。

第 29 条（問い合わせ）

1. 本サービスに関する問い合わせは、本サイト上に設置された受付窓口その他当社が別に設置した受付窓口から行うことができます。
2. 当社は、本サービスに関する会員からのお問い合わせに対して回答するよう努めますが、法令又は本規約上、当社に義務又は責任が発生する場合を除き、回答の義務を負わないものとします。
3. 当社は、会員からのお問い合わせに回答するか否かの基準を開示する義務を負わないものとします。

第 30 条（権利義務の継承等の禁止）

会員は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約及び本規約に関連して生じる一切の権利義務の全部若しくは一部、又は本規約上の当事者の地位を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならないものとします。

第 31 条（合意管轄裁判所）

本規約に関して訴訟の必要が生じた場合は、訴訟に依りて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 32 条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、自己が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会通称暴力団、特殊技能暴力団に属する者、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用して第三者に損害を与えること
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (4) 反社会的勢力又は反社会的勢力の関係を有する企業、団体と取引等を行っていると思われる関係を有すること

2. 会員は、自己又は第三者を利用して、相手方に対し、次の各号の一にても該当する行為を行わないこと確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他、前各号に準ずる行為

3. 当社は、前項の会員登録の抹消により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとし、また、直ちに会員資格を喪失させ、会員登録を抹消することができます。

4. 当社は、前項の会員登録の抹消により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとし、また、直ちに会員資格を喪失させ、会員登録を抹消することができます。

第 33 条（秘密保持）

1. 会員及び当社は、本サービスの利用に関し、相手方から開示された秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。なお、秘密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービス導入に関して開示された相手方の技術上、営業上又は経営上の情報をいいます。

2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとし、また、

- (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
- (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
- (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
- (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
- (5) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報

3. 会員及び当社は、秘密情報を本サービスの提供・改善のため必要のある役員（雇用契約、委任契約又は業務委託契約等の契約形態を問わず自己の業務に従事する者をいいます。）、共同研究者、業務委託者、外部アドバイザー等であって秘密保持義務を負う者へのみ開示できるものとし、かつ開示目的以外の目的には使用しないものとします。

4. 会員及び当社は、本サービスの終了、本契約の解除その他の事由により本契約が終了した場合、相手方の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとるものとします。

第 34 条（分離可能性）

1. 本規約の規定の一部が無効と判断されても、本規約の他の規定は有効とします。
2. 本規約の規定の一部がある会員との関係が無効又は取消となった場合でも、本規約は他の会員との関係では有効とします。

第 35 条（準拠法）

本規約に基づき本契約の成立、効力、履行及び解釈に関して、日本法が適用されるものとし、また、

第 36 条（保存事項）

会員の会員登録が抹消された場合であっても、第 10 条、第 11 条、第 12 条第 4 項、第 13 条、第 14 条第 2 項、第 15 条、第 16 条第 3 項及び第 4 項、第 17 条第 3 項及び第 4 項、第 18 条、第 19 条第 2 項、第 20 条、第 21 条、第 22 条第 2 項、第 23 条第 2 項、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条第 4 項、第 33 条、第 34 条、第 35 条、本条、第 37 条並びに第 39 条の規定は、会員登録抹消後・本契約終了後もなお（会員登録を抹消された当該者（当該元会員）と当社の間で）有効に存続するものとし、また、

第2章 「ボネクタ議会・政務活動」に関する特約

附則

2016年11月1日 制定・施行

2018年12月4日 改定

2020年3月31日 改定

2023年9月8日 改定

第37条 (適用範囲)

1. 本サービスのうち「ボネクタ議会・政務活動」(以下「本プラン」といいます。)を利用する会員(以下「本プラン会員」といいます。)については、第1章の定めに加えて本章が適用されない事項については、第1章の定めが適用されます。
2. 当社は、本プラン会員による本プランの利用が政務活動費(地方自治法第100条第14項)の交付対象となる議会の議員の調査研究その他の活動(以下「政務活動」といいます。)に該当するか否かについては一切保証しません。本プラン会員は、本プランの利用が政務活動として認められない場合があり、本プランの利用に対する政務活動費の交付・不交付(按分比率を含む。)について、当社が一切の責任を負わないことを確認し、これを了承した上で、本プランを利用しなければなりません。
3. 本プラン会員は、自己の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、本プランの利用が政務活動として認められず、地方公共団体から政務活動費が交付されなかった場合であっても、本プランに係る料金の支払義務を免れません。

第38条 (プランの変更に関する特約)

1. 本プランにかかる契約期間(第6条参照)にかかわらず、本プラン会員は、当社所定の手続により本サービスのプランについて本プランから当社所定のプランに変更することを申し出て、当社が当該プラン変更を認めた場合には、認められた翌月から本サービスのプランを変更することができ、(以下変更後のプランを「変更後プラン」といいます。)。但し、当社が当該プラン変更を認めるにあたり、プラン変更の条件ないし時期を指定した場合には、それに従うものとします。
2. 当社は、原則として、本プラン会員が次の各号に定めるいずれかの事項(以下「プラン変更事項」といいます。)に該当することが本プラン会員によって客観的に証明された場合、前項に基づく本プラン会員による申出によるプラン変更を認めるものとします。但し、本プラン会員が前項の申し出をする場合、次の各号に定める事項に該当することを客観的に証明する公的書面その他当社が要求する客観的資料等を当社に対して提出しなければなりません。なお、当社所定の審査により、本プラン会員がプラン変更事項に該当しないと判断した場合、これに対して当該本プラン会員は一切異議を述べることではできません。
 - (1) 地方公共団体における議会の議員でなくなった場合
 - (2) 責めに帰すべき事由がないにも関わらず、本プラン会員が所属する議会の地方公共団体が、本プランの利用を政務活動として一切認めず、また今後もその見込みがないことが明らかである場合
3. 変更後プランの契約期間は、第6条に定めるとおりとします。

第39条 (本プランにおける免責)

1. 当社は、本プランに関する次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより本プラン会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 本プランの完全性、正確性、合目的性、有用性
 - (2) 本プランの利用が政務活動に該当し、これに対して政務活動費が支給されること
 - (3) 本プランで公開する地方公共団体における議会の議事録(以下「対象議事録」といいます。))の対象が、全国の地方公共団体における議会の全ての議事録を対象とし、本プラン会員が希望する議事録をいつでも閲覧可能であること
 - (4) 対象議事録が非公開とされることなく継続的に閲覧に供されること
2. 本プラン会員は、対象議事録の利用について、当該対象議事録を公開している地方公共団体を含む第三者から何らかの主張を受けた場合であっても、自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

以上

第11号様式の7 (第5条関係)

政務活動記録簿 (要請陳情)	
会派・議員名 芦高清友	
年 月 日	2023年11月14日,15日
政務活動先	・高市早苗 経済安全保障担当大臣・内閣府特命担当大臣 ・佐藤啓
政務活動の目的	「国道165号香芝柏原改良」の整備促進 地域防災拠点へのアクセス道路及び都市公園の整備 上記2点についての要望書の提出
相手方	・高市早苗 経済安全保障担当大臣・内閣府特命担当大臣 ・佐藤啓 財務大臣政務官
内容、結果等 ※陳情要請の 効果を明記のこと	<p>・「国道165号香芝柏原改良」の整備促進について</p> <p>現状：本事業区間は、大阪府から三重県をつなぐ主要な広域幹線道路である国道165号の一部であり、奈良県の中和地域と大阪府を結ぶ、中和地域の地方創生を支える重要な幹線道路となっております。また、奈良県地域防災計画における緊急輸送道路としても指定されており、災害時においても救急並びに緊急物資の供給等で重要な道路である。しかし、国道165号線の奈良・大阪府県境付近においては、奈良県側から大和高田バイパス、国道165号、中和幹線の3路線からの交通が集中するため、慢性的な渋滞が発生している。また、見通しの悪い急カーブや急勾配箇所が連続して存在し、安心して通行できる歩行空間が整備されておらず、峠部については、防災対策が必要な急峻な崖が多数存在するため、異常気象時通行規制区間に指定されており、連続雨量200mm以上で通行止めになる区間がある。</p> <p>課題：現在の整備状況は、用地買収について約88%完了しているとのことだが、工事の着手時期は未定と聞いている。</p> <p>要望：国道165号香芝柏原改良の早期整備は、大阪府と奈良県間のボトルネックを解消し、西名阪自動車道柏原ICへのアクセス性の向上を図ることで、大阪と香芝市周辺地域の交流・連携をより一層促進し、地域発展の寄与につながる。また、今後発生が予測される南海トラフ地震などの大規模災害の際にも、隣接する大阪府との相互応援等、円滑な避難活動や防災活動が可能となるため、本事業の早期完成を強く要望する。</p> <p>・地域防災拠点へのアクセス道路及び都市公園の整備について</p> <p>現状：社会資本整備総合交付金を活用し、都市計画道路尼寺関屋線（市道1-107号線・1-123号線）、畑分川線（市道1-108号線・1-122号線）及び香芝市スポーツ公園の整備を推進している。</p> <p>当公園は、香芝市地域防災計画において広域避難地として位置づけられており、災害時には広域避難所及び防災拠点として機能する予定である。また、スポーツ公園（広域避難地）へのアクセス向上及び道路ネットワーク形成を目的として、並行して都市計画道路を整備している。</p> <p>課題：近年、要望額に対する国費の措置率が低下傾向 →公園と道路を一体的に進める必要がある本事業の進捗に遅れが発生。また、令和5～7年度にかけて、スポーツ公園のプール施設の整備、並びに令和6～7年度にかけて畑分川線（市道1-122号線）の橋梁上部工の施工を予定していることから、まとまった交付金が必要と</p>

	<p>なる。</p> <p>要望：社会資本整備総合交付金関係予算については、予算配分方針に基づき「社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方」に示されている事業に重点配分が行われている。そこで、同交付金における重点配分の考え方について、以下の2点を要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路事業において、災害時に防災拠点や避難所となる公共施設へのアクセスルート整備に対する一層の重点配分 2. 都市公園・緑地等事業において、「地域防災計画等に位置付けられた都市公園の整備」に対する重点的な配分の継続 				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	帰路	新幹線（復路）	東京～京都	15,090 円	50
	帰路	近鉄（復路）	京都～橿原 神宮前	2,210 円	51
	宿泊費	14,700 円			49
	合計	30,180 円（全て政務活動）			
備考	添付資料：要望書など				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

經濟安全保障担当大臣
内閣府特命担当大臣
衆議院議員

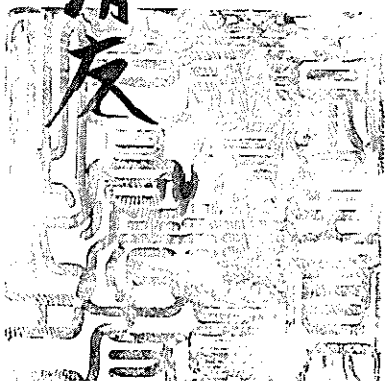
高市早苗様

要望書

令和五年十一月十五日

奈良県議会議員

芦高清友



『国道 165 号香芝柏原改良』の整備促進について

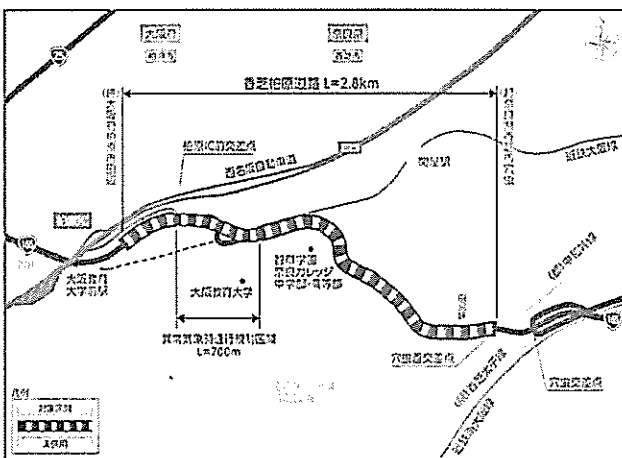
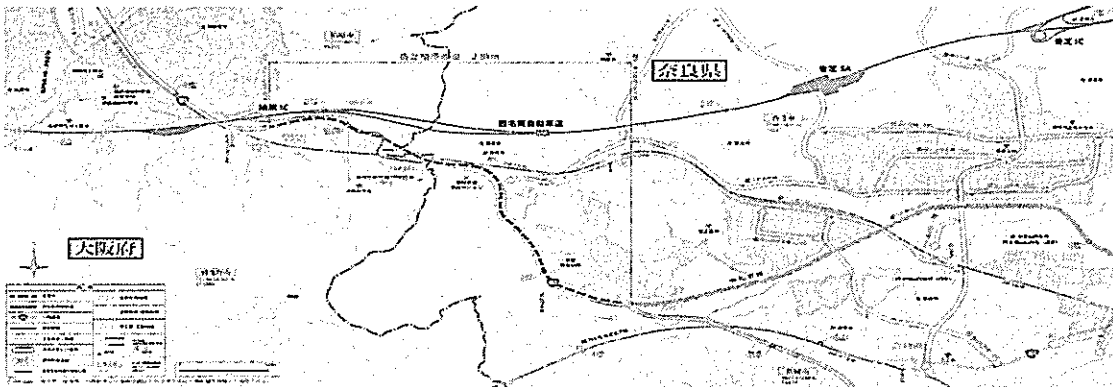
【現状】

本事業区間は、大阪府から三重県をつなぐ主要な広域幹線道路である一般国道 165 号の一部であり、奈良県の中和地域と大阪府を結ぶ、中和地域の地方創生を支える重要な幹線道路となっております。また、奈良県地域防災計画における緊急輸送道路としても指定されており、災害時においても救急並びに緊急物資の供給等で重要な道路である。

しかし現状では、国道 165 号の奈良・大阪府県境付近においては、奈良県側から大和高田バイパス、国道 165 号、中和幹線の 3 路線からの交通が集中するため、慢性的な渋滞が発生している。また、見通しの悪い急カーブや急勾配箇所が連続して存在し、安心して通行できる歩行空間が整備されておらず、峠部については防災対策が必要な急峻な崖が多数存在するため、異常気象時通行規制区間に指定されており連続雨量 200mm 以上で通行止めになる区間がある。

【課題】

現在の整備状況は、用地買収については約 88% 完了しているとのことだが、工事の着手時期については現状未定と聞いている。



国にお願いすること

国道 165 号香芝柏原改良の早期整備は、大阪府と奈良県間のボトルネックを解消し、西名阪自動車道柏原 IC へのアクセス性の向上を図ることで、大阪と香芝市周辺地域の交流・連携をより一層促進し、地域発展の寄与につながる。また、今後発生が予測される南海トラフ地震等の大規模災害の際にも隣接する大阪府との相互応援等、円滑な避難活動や防災活動が可能となるため、本事業の早期完成を強く要望する。

地域防災拠点へのアクセス道路及び都市公園の整備

香芝市における取組

【現状】

社会資本整備総合交付金を活用し、都市計画道路尼寺関屋線（市道 1-107 号線・1-123 号線）・畑分川線（市道 1-108 号線・1-122 号線）及び香芝市スポーツ公園の整備を推進している。

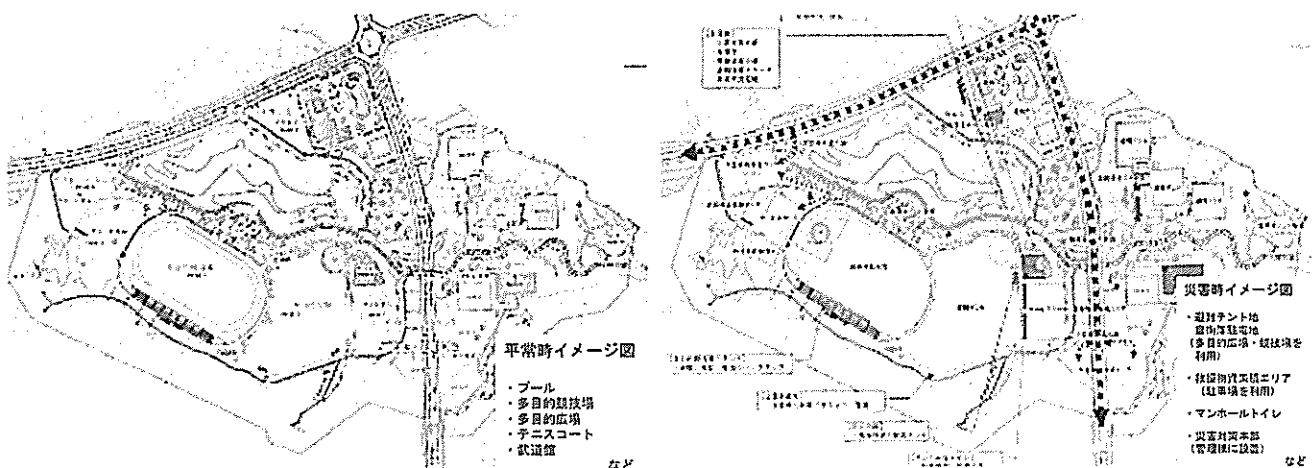
香芝市スポーツ公園は、香芝市地域防災計画において広域避難地として位置づけられており、災害時には広域避難所及び防災拠点として機能する予定である。また、スポーツ公園（広域避難地）へのアクセス向上、及び道路ネットワーク形成を目的として、並行して都市計画道路を整備している。

【課題】

近年、要望額に対する国費の措置率が低下傾向

→公園と道路を一体的に進める必要がある本事業の進捗に遅れが発生

また、令和 5～7 年度にかけてスポーツ公園のプール施設の整備、並びに令和 6～7 年度にかけて畑分川線（市道 1-122 号線）の橋梁上部工の施工を予定していることから、まとまった交付金が必要となる。



国にお願いすること

社会資本整備総合交付金関係予算については、予算配分方針に基づき「社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方」に示されている事業に重点配分が行われている。そこで、同交付金における重点配分の考え方について、以下の通り要望する。

1. 道路事業において、災害時に防災拠点や避難所となる公共施設へのアクセスルート整備に対する一層の重点配分。
2. 都市公園・緑地等事業において、「地域防災計画等に位置付けられた都市公園の整備」に対する重点的な配分の継続。

特に、地域防災拠点となるスポーツ公園プール施設の整備、及びスポーツ公園へのアクセス道路となる都市計画道路畑分川線（市道 1-122 号線）の橋梁上部工の施工にあたり、まとまった交付金が必要となることから、より一層の支援をお願いしたい。

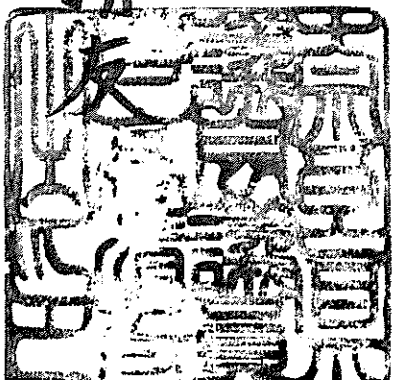
財務大臣政務官
参議院議員

佐藤啓様

要望書

令和五年十一月十五日

奈良県議会議員 芦高清



『国道165号香芝柏原改良』の整備促進について

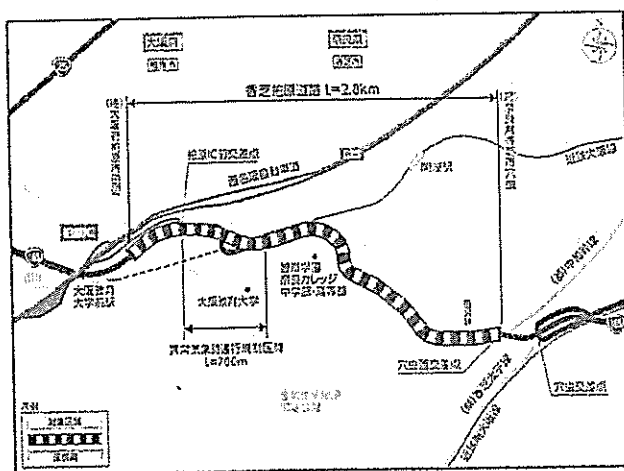
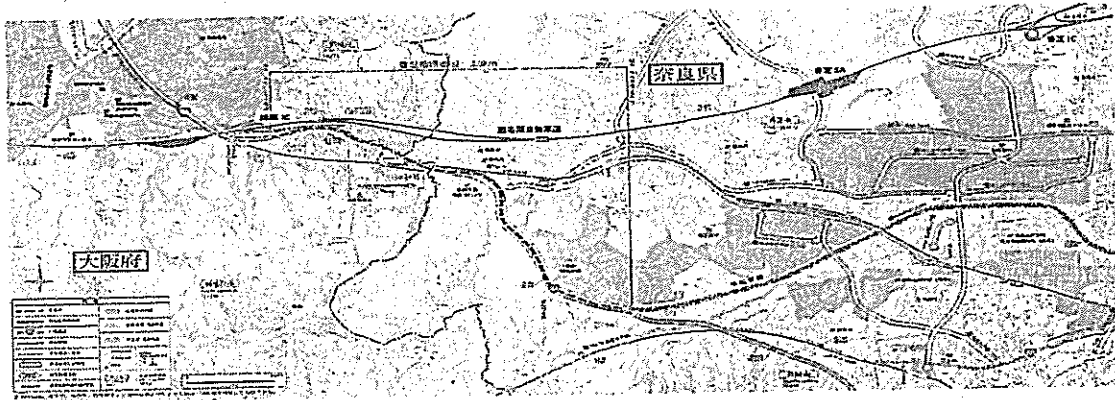
【現状】

本事業区間は、大阪府から三重県をつなぐ主要な広域幹線道路である一般国道165号の一部であり、奈良県の中和地域と大阪府を結ぶ、中和地域の地方創生を支える重要な幹線道路となっております。また、奈良県地域防災計画における緊急輸送道路としても指定されており、災害時においても救急並びに緊急物資の供給等で重要な道路である。

しかし現状では、国道165号の奈良・大阪府県境付近においては、奈良県側から大和高田バイパス、国道165号、中和幹線の3路線からの交通が集中するため、慢性的な渋滞が発生している。また、見通しの悪い急カーブや急勾配箇所が連続して存在し、安心して通行できる歩行空間が整備されておらず、峠部については防災対策が必要な急峻な崖が多数存在するため、異常気象時通行規制区間に指定されており連続雨量200mm以上で通行止めになる区間がある。

【課題】

現在の整備状況は、用地買収については約88%完了しているとのことだが、工事の着手時期については現状未定と聞いている。



国にお願いすること

国道165号香芝柏原改良の早期整備は、大阪府と奈良県間のボトルネックを解消し、西名阪自動車道柏原ICへのアクセス性の向上を図ることで、大阪と香芝市周辺地域の交流・連携をより一層促進し、地域発展の寄与につながる。また、今後発生が予測される南海トラフ地震等の大規模災害の際にも隣接する大阪府との相互応援等、円滑な避難活動や防災活動が可能となるため、本事業の早期完成を強く要望する。

地域防災拠点へのアクセス道路及び都市公園の整備

香芝市における取組

【現状】

社会資本整備総合交付金を活用し、都市計画道路尼寺関屋線（市道 1-107 号線・1-123 号線）・畑分川線（市道 1-108 号線・1-122 号線）及び香芝市スポーツ公園の整備を推進している。

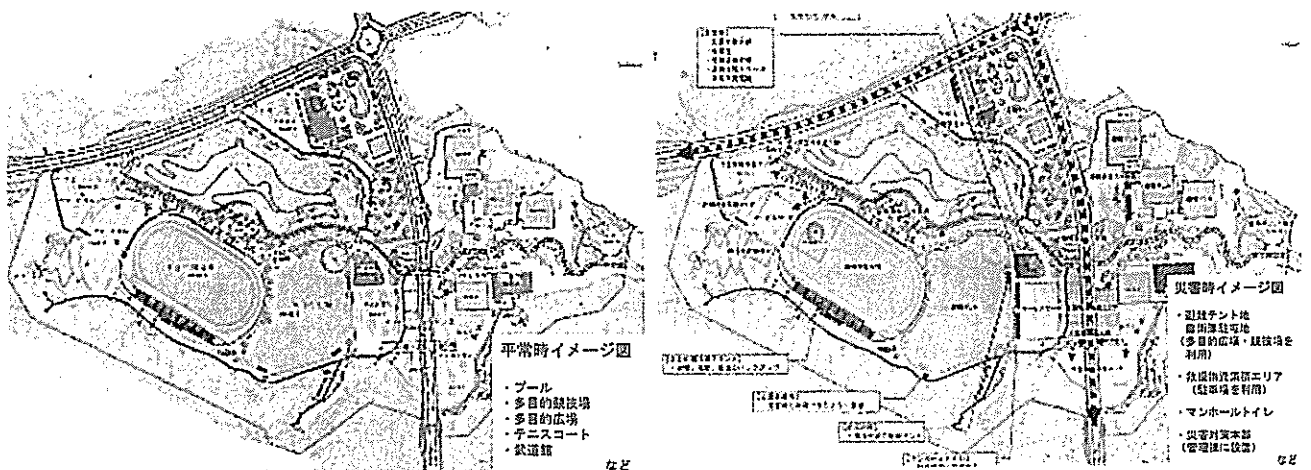
香芝市スポーツ公園は、香芝市地域防災計画において広域避難地として位置づけられており、災害時には広域避難所及び防災拠点として機能する予定である。また、スポーツ公園（広域避難地）へのアクセス向上、及び道路ネットワーク形成を目的として、並行して都市計画道路を整備している。

【課題】

近年、要望額に対する国費の措置率が低下傾向

→公園と道路を一体的に進める必要がある本事業の進捗に遅れが発生

また、令和 5～7 年度にかけてスポーツ公園のプール施設の整備、並びに令和 6～7 年度にかけて畑分川線（市道 1-122 号線）の橋梁上部工の施工を予定していることから、まとまった交付金が必要となる。



国にお願いすること

社会資本整備総合交付金関係予算については、予算配分方針に基づき「社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方」に示されている事業に重点配分が行われている。そこで、同交付金における重点配分の考え方について、以下の通り要望する。

1. 道路事業において、災害時に防災拠点や避難所となる公共施設へのアクセスルート整備に対する一層の重点配分。
2. 都市公園・緑地等事業において、「地域防災計画等に位置付けられた都市公園の整備」に対する重点的な配分の継続。

特に、地域防災拠点となるスポーツ公園プール施設の整備、及びスポーツ公園へのアクセス道路となる都市計画道路畑分川線（市道 1-122 号線）の橋梁上部工の施工にあたり、まとまった交付金が必要となることから、より一層の支援をお願いしたい。

第11号様式の9 (第5条関係)

政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)

会派・議員名 芦高 清友

年 月 日	令和5年11月10日			
場所	香芝市ふたかみ文化センター会議室			
会議名	香芝市住民県政相談			
相手方 (人数)	1人			
開催目的	地域住民から県政や香芝市に係る相談事			
内容、結果等	地域住民より県政や香芝市内、生活でのお困りごとについて相談を受けた。県、市共に関係各所に確認し、問題は解決した。			
※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと				
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	会議室利用料	1,700円	会議室利用料	46
		合計 1,700円 (全額政務活動費)		
備考	添付資料:			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

第11号様式の9 (第5条関係)

政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)				
会派・議員名 芦高 清友				
年 月 日	令和5年5月22日			
場所	香芝市ふたかみ文化センター会議室			
会議名	香芝市住民県政相談			
相手方 (人数)	1人			
開催目的	地域住民から県政や香芝市に係る相談事			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	<p>地域住民より香芝市の総合公園内やどんづる峯、どんづる峯地下壕の活用の可能性について県の視点から意見交換を行った。</p> <p>これまでの香芝市議会での私の言動に関心を高く持っていただいた内容であり、引き続き、奈良県議会においても議会活動の中で提起していく。</p>			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	会議室利用料	1,500 円	会議室利用料	97
	合計 1,500 円 (全額政務活動費)			
備考	添付資料 :			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 芦高 清友				
年 月 日	令和5年8月8日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 2023年度会費			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	奈良県の人権や福祉に関する政策の勉強のため			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 人権に関する政策の推進を目指し、勉強会を行っている。</p> <p>◆本会の活動頻度 数ヵ月に一度、勉強会を開催</p> <p>◆参加者の状況 県・市町村議会議員 など</p> <p>◆効果 県議会での活動における今後の参考になった。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	¥27,500		20
		合計 27,500円 (全て政務活動) ※30,000円の内 11ヵ月分充当		
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し、「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。

- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |

第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |

②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

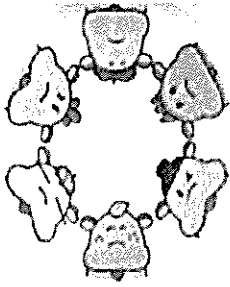
【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 芦高 清友

年 月 日	令和5年8月17日			
年会費名	関西若手議員の会 令和5年度会費			
相手方	関西若手議員の会			
年会費支払目的	地方政治に関する政策の勉強のため			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 真の地方政治を求め、情報交換及び施策研究、議会報告や勉強会を行っている。</p> <p>◆本会の活動頻度 議会報告及び勉強会、現地調査などを開催</p> <p>◆参加者の状況 関西地区の府県・市町村議会議員</p> <p>◆効果 県議会での活動における今後の参考になった。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	¥4,583		22
		合計 4,583円 (全て政務活動) ※5,000円の内 11ヵ月分充当		
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。



KANSAI WAKATE KYOTO HYOGO OSAKA WAKAYAMA NARA SHIGA

関西若手議員の会

関西若手議員の会とは

関西若手議員の会は、関西2府4県の原則39歳までに初当選した45歳以下の関西2府4県の市町村・府県議会議員で構成され、現在約120名で活動しています。

真の地方政治を求め、情報交換及び施策研究、それらを実践することを目的とし、研修会や現地調査、会員相互の選挙支援などを行っています。

また、約500名の会員で組織されている全国若手議員の会の関西ブロックとして位置づけられており、全国組織としても活動しています。

会則

第1条 (名称)

本会は、「関西若手議員の会」と称する。

第2条 (目的)

本会は、真の地方政治を求め、情報交換及び施策研究、それらを実践することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、第2条に定める目的を達成するためにつきのような事業を行う。

- 1 議会報告及び勉強会。
- 2 関係機関への提案、陳情、要望。
- 3 関係機関との合同会議の開催、現地調査。
- 4 本会を広く運動として推進するための広報活動、会員相互の親睦を図ること。
- 5 その他、前項の目的達成に必要と認められること。

第4条 (会員)

本会の会員は、正会員と賛助会員の2区分とする。

第5条 (正会員)

- 1 正会員は、原則として、本会の主旨に賛同する39歳以下で初当選した45歳未満の関西地区（大阪・兵庫・京都・滋賀・奈良・和歌山の各府県）の市町村議会議員及び府県議会議員とする。
- 2 正会員は年度中に45歳に達した場合、その年度の終了まで会員資格を有する。
- 3 本会の出身者で、議員失職中の者も正会員とする。また、本会の出身の正会員で、首長、国会議員、府県議会議員になった者も引き続き正会員とする。

第6条 (賛助会員)

- 1 本会の出身者で、第5条の年齢要件を満たさなくなった者は、賛助会員となることできる。また、この他に役員会が認めた者も賛助会員となることできる。
- 2 賛助会員は議決権を有しない。また本会の役員にはなることできない。

第7条 (会 費)

1 本会の会員は、それぞれ次の会費を納めなければならない。

会員	市町村議会議員(浪人中も含む)	5,000円
	全国若手市議会議員の会に入会資格のない府県議会議員	2,000円
賛助会員		2,000円

2 正会員の市町村議会議員の会費の内、3,000円は「全国若手議員の会」の会費に充当する。

3 会費請求後60日以内に支払がない場合は、自動退会とする。

4 会費未納により自動退会した者は、未納年の会費を納めなければ再入会できない。

5 再入会后、再度未納があった場合、以後入会を認めない。

第8条 (入 会)

本会への入会は、所定の手続きに基づき、会費納入をもって入会とする。

第9条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員資格を喪失する。

- 1 退会を希望したとき。
- 2 本人が死亡した時
- 3 除名されたとき。

第10条 (退会)

会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除名)

会員が本会の運営を阻害し、又は本会の体面を著しく毀損し品位にもとる行動があった時は、役員会で審議・決定し除名することができる。

第12条 (会 議)

本会の会議は、総会と役員会とする。その他、必要に応じて会長が招集する。

第13条 (総 会)

1 総会は、本会の最高意志決定機関であり、毎年1回以上開催しなければならない。また、総会は、この規約に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告
- (2) 決算報告
- (3) 事業計画及び予算案
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) その他、役員会が必要と認める重要な事項

2 臨時総会は、役員会が必要と認めた時、または、正会員の3分の2以上から会議の目的たる事項を示し開催の要請があった場合、会長が開催しなければならない。

3 総会は、委任状を含む正会員の3分の2以上の定数を必要とする。議決は出席正会員の過半数で決定する。

第14条 (役員会)

役員会は、本会の執行機関であり、会長が招集し、全役員3分の2以上(委任状を含む)の定数を必要とする。議決は、出席役員過半数で決定する。

第15条 (役 員)

本会にはつぎの役員をおき、各々互選により正会員の中から選出する。ただし、会長・事務局長は正会員の市町村議会議員の中から選出しなければならない。

- (1) 会 長 1 名 本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副 会 長 若干名 会長を補佐する。
- (3) 事務局長 1 名 会務処理及び財務をつかさどる。
- (4) 事務局次長 2 名 事務局長を補佐する。(内1名を財務担当とし、事務局長を補佐)
- (5) 監 査 2 名 会計を監査する。
- (6) 部 会 長 若干名 部会をつかさどる。
- (7) 顧 問 若干名 求めに応じて助言を行う。

第16条 (顧問)

- 1 顧問は、会長経験者が就任し、直前会長の顧問においては、役員会に出席し、助言を行う。
- 2 役員会の求めに応じて直前会長の顧問は他の顧問に指導助言を調整しなければならない。

第17条 (議長)

総会の議長はその会に出席した会員から選出する。

第18条 (任期)

第15条に定める役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第19条 (事務局)

本会の事務局は、当該年度の事務局長の事務所に置く。

第20条 (会計年度)

会計年度は、毎年9月1日より翌年8月31日までとする。

第21条 (改正)

本規約の改正は、総会出席者の3分の2以上の賛成をもって決議する。

附則

第1条 (旅費交通費)

本会役員等が全国若手市議会議員の会の会合に出席する場合について別途定める内規に従う。

第2条 (その他)

この規約に定めのない事項は、役員会において決定する。

平成08年(1996年)04月01日改正

平成13年(2001年)08月01日改正

平成17年(2005年)04月01日改正

平成18年(2006年)04月01日改正

平成20年(2008年)05月29日改正

平成21年(2009年)04月21日改正

平成22年(2010年)04月18日改正

平成27年(2015年)05月08日改正

平成28年(2016年)08月08日改正

令和4年(2022年)07月20日改正

この会則は、総会の承認を得た時から施行する。

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 芦高 清友				
年 月 日	令和6年3月31日			
年会費名	森林・林業林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議 令和5年度年会費			
相手方	森林・林業林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議			
年会費支払目的	活力ある森林づくりと林業活性化			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 森林・林業林産業活性化について市町村への議連結成に向けた働きかえを行う。</p> <p>◆本会の活動頻度 必要に応じて総会等を開催</p> <p>◆効果 林産業の活性化を促進</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	¥2,110		109
合計 2,110円 (全て政務活動) ※50,660円÷24人=2,110円を充当				
備考	添付資料：森林・林業林産業活性化促進地方議員連盟会計報告書、会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟（略称：森林連盟）「以下（連盟）」と称し、事務局を奈良県議会内に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、活力ある森林づくりと林業活性化を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 森林・林業施策に関する調査・研究
- 2 森林・林業施策に関する提言
- 3 森林・林業施策の促進に関すること
- 4 その他、第2条の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本連盟は、目的に賛意を表す奈良県議会議員をもって構成する。

(役員)

第5条 連盟に、次の役員を置く。

会長 1名
副会長 1名
幹事長 1名
幹事 数名
監事 1名

2 会長は、議員連盟を代表する。

3 監査は、議員連盟の会計を監査する。

(役員の選任)

第6条 役員は、会員の中から互選する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会の招集)

第8条 連盟の総会は、必要に応じて会長が招集する。

第9条 連盟の会議は、出席者の過半数の同意をもって議事を決定する。

第10条 連盟に顧問を置くことがある。

2 顧問は、会長が委嘱する。

第11条 連盟の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第12条 会費は、月額1,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

第13条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日終わるものとし、事業年度毎に予算及び決算の承認を総会で受けなければならない。

第14条 本規約に定めのない事項は、幹事会において、協議のうえ定める。

付 則

この規約は、平成19年7月2日から施行する。

(別紙)

森林・林業林産業活性化促進奈良県議会議員連盟会計報告書

(令和5年度)

収入の部

(単位：円)

項目	収入済額	説明
前年よりの繰越金	46	前期残高(令和5年3月31日現在)
会費 @ 1,000円	216,000	(R5.7~R6.3) 1,000円×24人×9ヶ月 = 216,000円 延べ216人
利息	0	
合計	216,046	

支出の部

(単位：円)

項目	支出済額	説明
負担金	50,660	森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議 令和5年度年会費 年会費50,000円 +振込手数料660円
交際費	10,800	森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟勉強会講師寸志
合計	61,460	

差引残高

154,586円

令和6年3月31日

会長 田中 惟 允

本日通帳及び支出関係書類を確認しましたが、適切に会計処理されており、会計報告書に相違ありませんでした。

令和6年3月31日

監査 松尾 勇 臣

政務活動費充当額

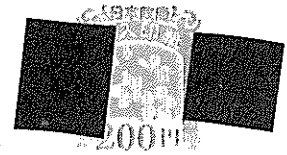
= 50,660円 ÷ 24人 = 2,110円

令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 芦高 清友

① 雇用者	氏名 住所	[Redacted]	電話番号	[Redacted]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 (業務委託契約) <input type="checkbox"/> 派遣等			
③ 雇用期間	2023年 7月 1日～ 2024年 6月 30日			
④ 職務内容	政務活動補助作業 (契約書参照)			
⑤ 給料 (賃金)	69,300 円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)			
⑥ 按分率の 考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 /			
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /			
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (すべて政務活動) → 按分率 10/10			
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託契約書 <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類			
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。			
⑨ 備考				

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。



業務委託契約書

声高清友（以下、「甲」とする）と [REDACTED]（以下、「乙」とする）とは、甲の乙に対する業務委託に関し以下の通り契約（以下、「本契約」とする）を締結する。

第1条（目的）

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

第2条（業務の内容）

- 一. 甲は乙に対して、以下に定める政務活動のための業務（以下、「本業務」とする）を委託し、乙はこれを受託する。
 - ①甲が指定する情報の収集・報告活動、並びに付随する業務
 - ②甲が指定するデータ入力・管理する業務
 - ③甲が指定する書類作成・管理する業務
 - ④甲が指定する場所等においてカメラマンとして随行・撮影する業務
 - ⑤その他、甲乙協議の上決定された業務
- 二. 甲または乙は、必要があるときは業務委託の内容、実施方法の変更および追加等を甲乙協議の上、行うことができるものとする。

第3条（業務の遂行）

乙は甲と緊密に連絡を取り、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

第4条（再委託）

乙は甲に事前通告なしに、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第5条（業務委託料および支払い方法）

- 一. 甲は委託業務に係る業務委託料を乙に対し委託料として 月額 69,300 円（税込）支払うものとする。
- 二. 第一項の業務委託料を甲は乙が指定する金融機関の口座に月末に振込、または現金にて支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第6条（資料などの貸与・保管・返却・廃棄）

- 一. 甲は委託業務の遂行上必要な資料等（以下、「資料等」とする）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 二. 乙は甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 三. 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 四. 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。ただし、その際の費用は甲の負担とする。

第7条（秘密保持）

- 一. 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 二. 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。
- 三. 甲および乙は本業務で作成した文書等を互いの承認なしに流用してはならない。

第8条 (事故処理)

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第9条 (不可抗力)

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第10条 (解約)

- 一、甲および乙は本契約期間中であっても、1か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
- 二、前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

第11条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一、自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員 (以下総称して「反社会的勢力」という) ではないこと。
- 二、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この媒介契約を締結するものでないこと。
- 三、この契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為しないこと。これら行為をした場合には、何等の催告を要せずして、この契約を解除することができる。
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第12条 (契約期間)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第13条 (協議事項)

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

2023年 7月 7日

甲 (委託者)

住所
氏名 奈良県香芝市畑四丁目103番地
芦高 清友

乙 (受託者)

住所
氏名

政務活動費備品台帳(令和5年度)

議員名: 芦高 清友

番号	名称	規格・機種	数量	取得		処分の状況			保管場所	備考 (購入先)
				単価 (単位:円)	取得金額 (単位:円)	年月日	価格	処分の内容		
1	ノートPC	FUJITSU/LIFEBO OK AH Series/FMVA77H	1	220,000	220,000	令和5年6月15日			事務所	ヤマダ電機 テックランド香芝店
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
年度計										

- 注
- 1 1件の取得価格が3万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、この台帳に記入するものとする。
 - 2 年度ごとに集計し、政務活動収支報告書とともに議長へ提出することとする。
 - 3 購入単価(税込)は上限10万円とする。(ただし、パソコンを除く。)
 - 4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
 - 5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
 - 6 保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態とすること。